

地発第 0331002 号
基総発第 0331001 号
職総発第 0331001 号
雇児雇発第 0331001 号
平成 17 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公印省略)
厚生労働省労働基準局総務課長
(公印省略)
厚生労働省職業安定局総務課長
(公印省略)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
雇用均等政策課長
(公印省略)

平成 17 年度 業務運営に係る重点化ガイドラインについて

業務運営の重点化については、平成 13 年 3 月 27 日付け地発第 127 号、基総発第 5 号、職総発第 17 号、雇児雇発第 7 号「業務運営の重点化について」により指示しているところであるが、今般、平成 17 年度における業務運営の重点化を図る上でのガイドラインを別添 1～3 のとおり策定したところである。

各都道府県労働局（以下「局」という。）においては、これを踏まえて、管轄区域における産業、就業構造、行政需要、行政課題等の状況を勘案し、局はもとより管内の労働基準監督署及び公共職業安定所における業務の優先順位を明確にした上で、重点指向に徹した業務運営を図らねたい。

平成 17 年度 労働基準行政及び労働保険適用・徴収業務に係る
重点化ガイドライン

平成17年度労働基準行政及び労働保険適用・徴収業務に係る重点化ガイドライン

各印の意味は、以下のとおりである。

☆ 印：新規事項

× 印：本省実施事項

○ 印：全局・署において実施する業務

△ 印：各局・署において、管内状況等を勘案して実施する業務

色塗り：受動業務

重点施策	実施事項	内 容	新規事項 (☆)	本省実施 事項(×)	重点化 (○・△)	根拠通達等
1 労働条件の確保・改善等	(1) 労働時間に関する法定労働基準等の遵守徹底	ア 労働時間管理の適正化の徹底 賃金不払残業の解消を図るため、これに係る申告・相談件数の増加等企業が置かれている状況について使用者の理解を得させた上で「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月6日付け基発第339号)の遵守を重点とした監督指導等を引き続き実施するとともに、「賃金不払残業総合対策要綱」に基づき「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」の周知を図り、労使の自主的な改善を促すなど総合的な対策を推進する。			○	平13.4.6基発第339号 平15.5.23基発第0523003号 平15.5.23基発第0523004号
		イ 時間外労働の限度基準の遵守の徹底 長時間にわたる時間外労働の実効ある抑制を図り、また過重労働による健康障害を防止するため、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準について、特別条項付き協定を締結する場合の「特別の事情」に係る改正も含め、引き続き使用者、労働組合等の労使当事者に対し周知・指導を行い、遵守の徹底を図る。			○	平11.2.17基発第70号 平13.3.31基発第280号 平17.2.15基発第0215001号 平16.2.18基発第0218004号 平15.10.22基発第1022003号
	(2) 一般労働条件の確保・改善対策の推進	ア 法令遵守の徹底 すべての労働者が適法な労働条件の下で安心して働くことができるようにするため、一般労働条件の確保・改善対策を一層積極的に推進する。 具体的には、(1)アに掲げる労働時間管理の適正化のほか、最も基本的な労働条件である賃金の支払、解雇を行う場合の法定手続の履行など、管内の動向を注視しつつ、引き続き労働基準関係法令の遵守を図る。 また、労働基準関係法令違反に対しては、厳正に対処する。			○	平11.2.17基発第70号 平11.4.16基発第250号 平12.2.24基発第91号 平14.3.26基発第0326010号 平16.2.18基発第0218002号 平16.2.18基発第0218003号 平17.2.15基発第0215001号
	イ 労働契約に係るルールの特化の推進 平成16年1月より施行された改正労働基準法に関して、解雇については、労働基準法第18条の2の規定の趣旨について、関係する判例・裁判例とともに引き続き周知を図る。また、有期労働契約については、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に関し、必要な助言及び指導を行うことにより、引き続きその遵守の徹底を図る。			○	平15.10.22基発第1022001号 平15.10.22基発第1022002号 平15.12.26基発第1226001号 平15.12.26基監発第1226001号	
	ウ 経済、企業動向の変化に伴う労働条件の履行確保 管内の経済・雇用情勢や企業の動向を注視し、企業倒産、事業場閉鎖、人員削減、労働条件の引下げ等に伴い法定労働条件の履行確保の問題が懸念される事案に対しては、早期に情報を把握し、賃金をはじめとする労働債権の確保や社内預金の保全等について迅速かつ的確な対応を図る。 また、労働基準関係法令上の問題が認められる賃金不払、解雇等に係る申告・相談がなされた場合には、申告者・相談者が置かれている状況に十分に意を払い、その解決のための迅速かつ的確な対応を図る。			○	平6.3.16基発第140号 平8.2.20基発第69号 平15.4.1基発第0401015号 平17.2.15基発第0215001号	

重点施策	実施事項	内 容	新規事項 (☆)	本省実施 事項(×)	重点化 (○・△)	根拠通達等
	(3) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営	企業の倒産件数は減少しているものの、本制度の利用が高水準で推移していることを踏まえ、不正受給防止にも留意しつつ、企業倒産により賃金の支払を受けられない労働者の救済を図るため、引き続き迅速かつ適正な対応を図る				平10.6.17基発第367号 平13.12.19基発第1091号
	(4) 企業倒産等の場合における労働債権の取扱いについて	新「破産法」が平成17年1月1日から施行されたことにより、労働債権の一部が財団債権化され、優先順位が引き上げられたことを含め、企業倒産等の場合における労働債権の取扱いについて、別途送付するパンフレット等を利用し周知を図る。				
	(5) 最低賃金制度の適正な運営	最低賃金制度については、我が国経済の動向、地域の実情を踏まえ適正な運営を図る。特に、地域別最低賃金については、平成16年12月に取りまとめられた「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告」を踏まえ、引き続き円滑・適切な運営に努める。 また、最低賃金法の履行確保を図るため、最低賃金の一層の周知徹底を図るとともに、問題のある地域、業種、職種等を的確に把握し、監督指導等を行い、その遵守の徹底を図る。			○	平16.12.15基発第1215004号 平16.12.15基賃時発第1215001号
	(6) 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進	ア 自動車運転者 長時間労働を原因とする重大な交通労働災害が発生していることから、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等の周知及び遵守を徹底するとともに、過労運転事案については、関係行政機関とも連携を図り、引き続き自動車運転者の労働条件の改善を図る。また、併せて3(1)ウに後掲する交通労働災害防止対策を推進する。 イ 医療機関の労働者 医療機関における休日及び夜間勤務の適正化を引き続き推進する。 ウ 派遣業及び業務請負業における労働者 平成16年3月から物の製造の業務等への労働者派遣が解禁されたところであるが、中には、請負等を偽装した労働者派遣も認められるところである。事業場の構内に他の事業場の労働者が混在している場合には、事業場間の契約関係や当該労働者に対する実際の指揮命令等の就労実態を確認した上で、その実態に応じて、労働基準法等関係法令に係る使用者の責任区分に従って必要な指導を行う。併せて3(1)キに後掲する労働災害防止対策についても推進する。 また、事業場間の契約関係、労働者の就労実態等から判断して請負等を偽装した労働者派遣事業と疑われる事案等を確認した場合には、相互に情報提供するなど労働基準行政と職業安定行政との連携を図る。			△	平元.3.1基発第92号 平元.3.1基発第93号 平9.3.26基発第201号 平11.4.1基発第191号 平17.2.15基発第0215001号
					△	平14.3.19基発第0319007号 平14.11.28基監発第1128001号 平15.12.26基監発第1226002号 平15.12.26基監発第1226003号 平17.2.15基発第0215001号
					△	昭62.8.18基発第494号 平8.12.26基監発第50号 平11.11.26基監発第49号 平16.4.1基発第0401040号 平17.2.15基発第0215001号

重点施策	実施事項	内 容	新規事項 (☆)	本省実施 事項(×)	重点化 (○・△)	根拠通達等
		<p>エ 外国人労働者、技能実習生 国際化の進展等により我が国で就労する外国人労働者が増加している状況を踏まえ、外国人労働者にも労働基準関係法令が当然に適用されることについて周知徹底を図るとともに、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」に基づく啓発・指導により、引き続き外国人労働者の適正な労働条件確保対策を推進する。重大悪質な労働基準関係法令違反において、資格外活動、不法残留等出入国管理及び難民認定法違反に当たるとされる事案が認められた場合には、職業安定行政との連携を図りつつ、出入国管理機関にその旨情報提供する。 技能実習生については、労働契約締結時の労働条件の書面による明示、賃金支払の適正化等労働基準関係法令の遵守の徹底を図る。</p>			△	昭63.1.26基発第50号 昭63.1.26基監発第4号 平5.5.26基発第329号 平5.10.6基発第592号 平5.10.6基監発第37号 平6.2.22基監発第9号 平11.12.24基発第738号 平16.10.22基監発第1022001号 平17.2.15基発第0215001号
		<p>オ 介護労働者 介護事業に使用される労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、介護事業へ新規に参入する事業者が増加している状況を踏まえ、引き続き労働基準関係法令の適用について周知するとともに、その遵守の徹底を図る。</p>			△	平15.6.30基発第0630008号 平16.8.27基発第0827001号 平17.2.15基発第0215001号
		<p>カ 短時間労働者 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下「パートタイム労働法」という。)並びに「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」(以下「パートタイム労働指針」という。)の趣旨及び内容についての周知、啓発を重点とした対策を推進し、事業主による自主的な取組を促進する。</p>			△	平5.12.1基発第663号 平5.12.1基発第664号 平5.12.1基監発第45号 平5.12.1基監発第46号 平6.6.24基発第395号 平12.12.20基発第760号 平12.12.26基発第775号 平13.1.4基監発第1号
		<p>キ 障害者である労働者 障害者である労働者の労働環境の整備が求められている中で、引き続き法定労働条件の履行確保を図るため、職業安定行政との連携の下、これら労働者を使用する事業主に対する啓発・指導に努めるとともに、的確な情報の把握を行い、問題事案の発生防止及び早期是正に努める。</p>			△	平9.6.30基発第487号 平9.6.30基監発第33号の2 平15.4.8基発第0408001号
		<p>ク 出稼労働者 出稼労働者に対する適正な賃金の支払の確保、有給休暇制度の普及促進、労働災害の防止、健康管理の充実等、引き続き労働条件確保対策を推進する。 また、建設業附属寄宿舍を設置する使用者に対して寄宿舍における労働基準関係法令の遵守を図る。</p>			△	平3.11.21基発第657号 平3.11.21基発第658号 平13.5.11基発第441号
2 多様な働き方が可能となる労働環境の整備	(1) 仕事と生活の調和のとれた働き方を可能とする環境整備	<p>ア 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法に基づく施策の推進 所定外労働の削減及び年次有給休暇の取得促進に重点を置き、引き続き労働時間の短縮に向けた事業主の自主的な努力を促進する。</p>			△	平13.3.31基発第280号

重点施策	実施事項	内 容	新規事項 (☆)	本省実施 事項(×)	重点化 (○・△)	根拠通達等
		<p>① 自律的、効率的に働くための労働時間制度の改善支援 事業場の労働実態に応じ、フレックスタイム制や裁量労働制の導入等労働時間制度の改善に取り組む事業主を支援するため、労働時間短縮支援センターが実施する労働時間制度改善支援事業の活用促進を図る。</p> <p>② 年次有給休暇の取得促進 計画的付与制度の積極的な活用について周知及び指導を行うこと等により、年次有給休暇の一層の取得促進を図る。 また、全国の主要都市において、長期休暇制度の普及と定着に関するシンポジウムを開催するとともに、労働時間短縮支援センターが支給業務を行う「長期休暇制度基盤整備助成金」等により、長期休暇(L休暇)制度導入のための労使の取組に対する援助等を行う。</p> <p>③ 所定外労働の削減のための啓発・勧奨 「所定外労働削減要綱」の周知啓発により、休日労働を含めた所定外労働の削減に向けた労使の取組を促進する。</p>			△	平13.4.4基発第335号 平13.10.23基発第928号 平16.4.1基賃時発第0401001号
		<p>イ 改正時短促進法の円滑な施行 平成17年3月4日付け閣法第60号として、時短促進法の一部改正の内容を含む「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案」が第162回通常国会に提出されたところである。 改正法の主な内容は、近年の労働時間の動向等を踏まえ、現行の時短促進法について、計画的な労働時間の短縮を図る法律から、個々の労働者の健康や家庭生活、地域活動、自己啓発などの生活に配慮した労働時間、休日及び休暇(以下「労働時間等」という。)の設定に向けた労使の自主的取組を促進する労働時間等の設定の改善に関する特別措置法へと改めるものである。 改正法の成立後、施行する段階においては、①時短促進法が臨時的な措置を定める法律から恒久的な特別措置を定める法律へと改正されることを踏まえ、労働時間短縮推進計画に代えて厚生労働大臣が策定する労働時間等設定改善指針について、事業主を中心とした関係者に広く周知すること、②労働時間等設定改善指針に基づく事業主の取組が促進されるよう、事業主における労働時間等設定改善委員会の設置等の体制整備についての普及啓発が主要な業務となる。改正法の施行は平成18年4月となる見込みであることから、都道府県労働局においては、改正法の円滑な施行に向けて必要な措置を周到に行うものとする。</p>	☆		○	別途指示
	(2) 裁量労働制の適正な実施の確保	<p>労働者が創造的な能力を発揮できる環境づくりを促進するため、裁量労働制が制度の趣旨に適合した上で導入・運用されるよう、周知・指導を行う。特に企画業務型裁量労働制については、対象となる業務の範囲等を含め、制度が適正に実施されるよう「労働基準法第38条の4第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針」の趣旨及び内容について周知を行う。 また、裁量労働制対象労働者の過重労働による健康障害を防止する観点から、実効ある健康・福祉確保措置等が実施されるよう十分に制度の周知を図る。</p>			○	平10.10.19基発第599号 平11.1.29基発第45号 平12.1.1基発第1号 平12.1.1基発第2号 平12.2.17基発第71号 平15.10.22基発第1022001号 平15.10.22基発第1022002号 平16.2.17基発第0217001号 平16.2.18基発第0218005号
	(3) テレワーク対策の推進	<p>在宅勤務に関する適正な就業環境を確保するため、在宅勤務の労働基準関係法令上の取扱い等を明確にした在宅勤務に係るガイドラインを事業主等に対して周知を図る。 また、本省において、在宅勤務の意義やメリットを広く浸透させるため、在宅勤務の健康面への影響等について実証実験を行うので、その結果を事業主等に対して周知を図る。</p>	☆			平16.3.5基発第0305003号

重点施策	実施事項	内 容	新規事項 (☆)	本省実施 事項(×)	重点化 (○・△)	根拠通達等	
	(4) 賃金・退職金 制度の改善の 推進	賃金・退職金制度改善指導業務については、本省において中・長期的な視野に立ち、今後の改善指導の手法等についての検討を行う。		×			
		また、賃金・退職金制度整備・改定事例を活用し、相談・援助等の充実を図るとともに、賃金・退職金セミナー等を活用して適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度等への円滑な移行等を推進し、併せて、中小企業賃金制度支援事業の効果的な実施に努める。			○	平6.8.17基賃発第17号 平9.4.14基賃第306号	
	(5) 勤労者生活 の基盤の整備・ 充実	勤労者財産形成促進制度については、引き続き本省において勤労者を取り巻く状況に対応した制度改善の検討を行う。			×		
		中小企業退職金共済制度については、退職金制度がまだ整備されていない中小企業も多いことから、それらの企業の加入促進に努めるとともに、適格退職年金制度からの移行を進めるために、制度の周知を図る。					平15.7.23基賃第0723005号
		勤労者のボランティア活動については、勤労者マルチライフ支援事業の実施状況の把握等により、その参加の促進に努める。				△	
3 労働者の安全と健康を確保するための施策の展開	(1) 労働災害を大幅に減少させるための施策の展開	ア 製造業における重大災害の防止 平成16年度においては、一昨年夏以降の重大災害の頻発を踏まえ、大規模製造業に対する安全管理活動の強化に係る対策を実施したところであるが、未だ予断を許さない状況にあるため、引続き対策を実施するとともに、中規模事業場に対する自主点検の実施等により製造業における重大災害防止の徹底を図る。 なお、災害調査の実施に当たっては、災害の直接的要因のみならず、人員の減少、経費の削減、設備の老朽化等の背景要因についても調査するとともに、調査結果の迅速な報告を行い、再発防止措置を徹底させる。	☆		○	平16.3.16基賃第0316001号 平17.3.24基安第0324001号	
		イ 爆発・火災災害防止対策の推進 近年、鉄鋼関連施設、石油関連施設等において、安全衛生対策が十分に講じられていなかったこと等による爆発・火災災害が頻発していることから、「製鉄事業場における化学設備等の定期自主検査等の徹底について」(平成16年7月16日付け基安発0716002号)、「鉄鋼生産設備の非正常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」(平成9年3月24日付け基賃第190号)、「化学設備の非正常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」(平成8年6月10日付け基賃第364号)等に基づく爆発・火災災害防止対策の徹底を図る。			△	平8.6.10基賃第364号 平9.3.24基賃第190号 平16.7.16基安発0716002号	
		ウ 交通労働災害防止対策の推進 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成6年2月18日付け基賃第83号)の周知徹底を図るとともに、事業場における交通労働災害防止対策の好事例の収集、モデル事業場の育成等を推進し、併せて(16)アに前掲した自動車運転者に係る労働条件確保対策を推進する。 また、交通労働災害の災害調査にあたっては、事案に応じて、関係局とも連携し、交通労働災害を発生させた第一当事者が所属する事業場に対する調査を実施し、その結果に基づく再発防止対策の徹底を図る。			△	平6.2.18基賃第83号 平7.3.23基賃第139号 平9.8.25基賃第595号 平11.9.16基賃第550号 平13.3.30基賃第236号 平15.4.1基賃第0401030号	

重点施策	実施事項	内 容	新規事項 (☆)	本省実施 事項(×)	重点化 (○・△)	根拠通達等
		<p>エ 建設業における労働災害防止対策の推進 建設業における死亡災害が平成16年には増加に転じたことから、「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」(平成5年3月31日付け基発第214号)に基づき、より一層的確な対策を実施する。 特に、中小総合工事業者に対しては、「中小総合工事業者指導力向上事業」、また、専門工事業者に対しては、「専門工事業者安全管理活動等促進事業」の推進により、自律的な安全衛生管理能力の向上を図る。</p>			○	平5.3.31基発第214号 平6.6.23基発第383号 平9.4.1基発第249号 平10.4.8基発第207号 平12.4.3基発第276号 平13.4.2基発第296号 平15.4.1基発第0401024号 平15.4.1基発第0401042号 平10.6.4事務連絡
		<p>また、建設業における死亡災害が増加した原因として挙げられる墜落災害の防止対策として、木造家屋等低層住宅建築工事については、引き続き足場先行工法の徹底を図るほか、中小ビル建築工事については、足場の組立・解体時の災害を防止するため、「手すり先行工法に関するガイドライン」(平成15年4月1日付け基発第0401012号)について同通達に示した留意事項等を踏まえ周知し、手すり先行工法の普及を図る。</p>			△	平8.5.10基発第292号 平8.11.11基発第660号 平8.11.11基発第660号の2 平9.4.1基発第250号 平11.4.1基発第198号 平13.4.2基発第295号 平15.4.1基発第0401012号 平15.4.1基発第0401033号
		<p>さらに、最近の災害発生状況等を踏まえ、建築物等の解体工事における労働災害防止対策の徹底を図るほか、平成16年に発生した台風、地震等の自然災害に係る復旧工事が、平成17年度においても継続して行われることが見込まれることから、災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底を図る。</p>	☆		△	平15.3.18基発第0318003号 平16.10.22基安発第1022002号 平16.10.29基安発第1029001号
		<p>その他、上下水道等工事における土砂崩壊災害を防止するため、「土止め先行工法に関するガイドライン」(平成15年12月17日付け基発第1217001号)の発注機関等に対する周知により土止め先行工法の普及を図る。</p>			△	平15.3.18基安発第0318003号 平15.4.14基安発第0414010号 平15.12.17基発第1217001号
		<p>オ 機械設備の安全化の促進 「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成13年6月1日付け基発第501号)の周知徹底を図る。 また、平成15年に実施した大規模製造業に対する自主点検の結果明らかとなったリスク評価の労働災害防止上の有効性も踏まえ、機械の使用者に対して事業場におけるリスク評価の実施を促進する。併せて、実施に際して機械を使用する上で留意すべき事項に関する情報を機械の製造者等から受け、これを活用することを促進する。</p>			△	平10.9.1基発第519号 平10.9.1基発第520号 平13.6.1基発第501号
		<p>ボイラー等の連続運転認定制度については、その安全管理等が優良な事業場を認定する制度であることを踏まえ、ボイラー等の保全管理の適切な実施等本制度の適切な運営の徹底を図る。</p>			△	平14.3.29基発第0329018号 平15.8.29基発第0829005号

重点施策	実施事項	内 容	新規事項 (☆)	本省実施 事項(×)	重点化 (○・△)	根拠通達等
		<p>カ 第三次産業における労働災害防止対策の推進等 第三次産業における業種別の労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を図る。</p> <p>「成長産業における安全衛生活動基盤整備事業」において在宅介護サービス業を対象とした労働災害防止対策を推進する。</p>			△	平11.9.27事務連絡等 平6.2.18基発第83号 平13.3.30基発第236号 平5.3.2基発第123号
		<p>キ 派遣労働者に係る安全衛生確保対策 派遣元及び派遣先双方の事業者に対し労働安全衛生法上の義務の履行確保を図るとともに、製造業等における派遣労働者の労働災害発生状況を把握し、派遣元及び派遣先それぞれの責任に応じた適切な再発防止対策の徹底を図る。また、併せて1(6)ウに前掲した派遣労働者に係る労働条件確保対策を推進する。</p>		×	△	平15.12.25職発第1225003号 平16.2.18職発第0218003号
	(2) 過重労働の防止等労働者の健康を確保するための施策の展開	<p>ア 過重労働による健康障害防止のための対策の推進 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(平成14年2月12日付け基発第0212001号)に基づき、時間外労働の削減、産業医等の面接による保健指導等の健康管理対策の着実な実施、過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場に対する再発防止の徹底等の対策を推進する。 なお、この総合対策については、改正労働安全衛生法の施行に合わせ、見直しを行う予定である。</p>			○	平14.2.12基発第0212001号 平14.2.12基監発第0212001号 平14.2.12基安発第0212001号
		<p>イ 職場における着実な健康確保対策の推進 健康診断の実施及びその結果に基づく事後措置の徹底、産業医活動の的確な実施を図る等、事業場における産業保健活動の推進を図る。また、産業医の活動を支援するため、産業保健推進センター事業の推進を図る。 小規模事業場における健康確保対策については、地域産業保健センター事業、産業医共同選任事業、小規模企業の経営者のための産業保健マニュアル等の一層の利用促進を図ること等により、その充実を図る。特に、地域産業保健センターについては、過重労働による健康障害を防止するための機能の充実、強化を図るとともに、新規事業として働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業を実施する予定であり、地域産業保健センター事業の的確な実施を支援するとともに、その周知、利用促進を図る。 また、心身両面にわたる健康保持増進対策(以下「THP」という。)の一層の推進を図るため、「中小規模事業場健康づくり事業」を推進し、中小規模事業場に対するTHPの効果的な普及を図る。</p>			△	平5.4.1基発第225号 平8.10.1基発第612号 平9.2.3基発第66号 平9.9.9基発第619号 平12.3.24基発第162号 平12.3.29基発第187号 平12.6.12基発第402号 平13.4.2基安発第7号 平14.2.25基発第0225004号 平15.7.15基安発第0715001号

重点施策	実施事項	内 容	新規事項 (☆)	本省実施 事項(×)	重点化 (○・△)	根拠通達等
		<p>ウ 職業性疾病予防対策等の推進 粉じん障害防止対策については、第6次粉じん障害防止総合対策(平成15年5月29日付け基発第0529004号)を推進することにより、粉じんのばく露防止の措置、健康管理対策等の徹底を図る。 また、ずい道建設工事における粉じん対策を推進するため、引き続き「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(平成12年12月26日付け基発第768号の2)に基づき対策の徹底を図る。 三酸化砒素、石棉等22物質についての管理濃度の新規設定及び改定により、特定化学物質等障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)、作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)及び作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)の改正を行ったので、その内容について周知徹底を図る。 VDT作業による心身の負担を軽減するため「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」(平成14年4月5日付け基発第0405001号)の周知徹底を図る。 電離放射線障害防止対策については、原子力施設における下請事業場を含めた総合的な安全衛生管理対策の徹底を図るとともに、「原子力発電所における放射線業務に係る被ばくの低減化について」(平成11年11月5日付け基発第639号の3)に基づき、原子力施設等に対する被ばく低減化指導を適切に実施する。</p>			△	平10.8.31基安発第21号 平11.11.5基発第639号の3 平11.12.2基安発第37号の2 平12.9.19基発第581号 平12.9.19基発第582号 平12.12.26基発第768号の2 平13.3.30基発第253号 平14.4.5基発第0405001号 平15.5.29基発第0529004号 平15.6.26基監発第0626001号・基安発第0626002号・基安労発第0626001号
		<p>エ 化学物質による健康障害防止対策の推進 石棉使用建築物の解体作業等における石棉ばく露防止対策等の充実を図るため石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)が新たに制定され、平成17年7月1日から施行されることから、関係事業者に対し重点的な周知広報、指導等を行うとともに、製造等の禁止の対象となっていない石綿含有製品について、代替化の促進対策(平成16年2月26日付け基安発第0226002号)の積極的な取り組みを指導する。</p>			○	平15.10.30基発第1030007号 平15.11.19基発第1119004号 平16.2.16基安発第0216004号 平16.2.26基安発第0226002号 平16.7.2基発第0702003号 平17.3.18基発第0318003号
		<p>また、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策(平成13年4月25日付け基発第401号の2)、化学物質等による眼・皮膚障害防止対策(平成15年8月11日付け基発第0811001号)、造船業における有機溶剤中毒予防対策(平成16年8月3日付け基安発第0803002号)、PCB廃棄物処理作業等における安全衛生対策(平成17年2月10日付け基発第0210005号)等の徹底を図る。</p>			△	平13.4.25基発第401号の2 平13.4.25基発第402号 平13.5.25基発第480号 平15.8.1基発第0801001号 平15.8.11基発第0811001号 平15.11.18基発第1118002号 平16.8.3基発第0803002号 平16.8.27基発第0827005号 平17.2.10基発第0210005号 平17.2.24基発第0224007号 別途指示(第1四半期:がん原性物質関係)
		<p>さらに、国による未規制化学物質に対するリスク評価・リスク管理の充実を図る。</p>		×		

重点施策	実施事項	内 容	新規事項 (☆)	本省実施 事項(×)	重点化 (○・△)	根拠通達等
	(3) メンタルヘルス対策の推進	<p>「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」(平成12年8月9日付け基発第522号)の効果的な周知徹底とともに、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」(平成16年10月14日付け基安労発第1014001号)の周知を図る。なお、平成17年度中に上記指針を見直し、新たに「事業場における労働者の心の健康の保持増進のための指針(仮称)」を策定する予定であるので、策定後は同指針の周知を図る。</p> <p>また、産業保健推進センター、地域産業保健センター及び労災病院におけるメンタルヘルスに関する相談の利用促進を図るとともに、平成17年度より地域産業保健センターにおいて実施される働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業について、都道府県等と連携を図りつつ周知を行う。</p> <p>さらに、自殺予防マニュアル等を活用し、労働者の自殺予防に必要な知識の普及・啓発を図るとともに、相談体制の充実を図るため、地域において産業保健に意欲的な精神科医を対象として行う産業保健研修の周知を図る。</p>			○	平12.8.9基発第522号の2 平15.3.31基発第0331030号 平16.10.14基安労発第1014001号
	(4) 事業場における安全衛生水準の一層の向上を図るための施策の展開	<p>ア 労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等 労働安全衛生マネジメントシステム(以下「マネジメントシステム」という。)の普及を推進している労働災害防止団体等とも連携し、局署が一体となって管内事業場に対しマネジメントシステムの趣旨やその導入効果に関する理解を更に深めさせ、その取組状況の把握に努めるとともに、各地域において指導的立場にある大企業のみならず、中小企業に対しても、業種別団体を通しての支援等を通じ、幅広くマネジメントシステムの普及を図ることにより、事業場における自律的な安全衛生管理活動の促進を図る。</p> <p>特に、建設業に対しては、店社と現場とが一体となった管理が必要な建設業の特性を踏まえ、マネジメントシステムの普及を図るとともに、建設工事に従事する労働者に対する教育の普及により、安全衛生水準の一層の向上を図る。</p> <p>さらに、事業者が行う安全衛生教育の充実、安全衛生対策の実施等に資するため、災害事例、化学物質情報等を提供する中央労働災害防止協会安全衛生情報センターの利用促進を図る。</p>			○	平11.4.30基発第293号 平11.11.30基安発第35号 別途指示
		<p>イ 中小企業における自主的安全衛生管理活動の推進 安全衛生管理活動を積極的に行おうとする中小企業を対象として安全衛生相談等を行う「中小企業自主的安全衛生活動支援事業」や、中小企業の小規模事業場等団体を対象として基本的な安全衛生対策の実施を支援する「小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業」などを推進し、中小企業的安全衛生水準の向上を図る。</p>			△	平9.7.2基発第497号 平11.4.1基発第220号 平13.3.30基発第213号 別途指示
		<p>ウ 事業場における自律的な化学物質管理の推進 未規制物質による疾病が化学物質による職業性疾病の半数を超えていること等を踏まえ、「化学物質等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置に関する指針」(平成12年3月31日付け基発第212号)に基づき、事業者が、個々の事業場でのばく露の状況等に基づきリスクを評価し、その結果に基づきばく露防止対策等を講じるよう、事業者に対する指導を行う。</p>			△	平12.3.24基発第162号 平12.3.31基発第212号
		<p>エ 労働者の意識啓発の推進 労働者も事業主とともに、労働災害防止を担う当事者であり、また職場の状況について最も熟知している立場にあることから、安全衛生委員会活動への参画、危険予知活動の普及促進等の労働者の安全意識や健康確保意識の高揚を図るための施策を展開し、労働者自身の意識啓発の推進を図る。</p>			△	平13.8.3基発第709号
	(5) 職場における肝炎ウイルス感染に対する適切な対応の促進	<p>「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項」(平成16年12月8日付け基発第1208002号、職発第1208002号)に基づき、肝炎ウイルス検査の受診を希望する労働者が受診できるような配慮がなされるよう、また、肝炎ウイルスに感染していること自体は就業禁止や解雇の理由にならないことや、肝炎ウイルスによる症状が見られる労働者については、合理的な就業上の配慮が必要であることについて、事業者に対する周知を行う。</p>	☆		○	平16.12.8基発第1208002号、職発第1208002号

重点施策	実施事項	内 容	新規事項 (☆)	本省実施 事項(×)	重点化 (○・△)	根拠通達等
	(6) 職場環境の快適化の推進	快適職場推進計画の認定を促進するとともに、都道府県との連携を図りながら、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」(平成15年5月9日付け基発第0509001号)に基づく喫煙室の設置等による受動喫煙防止対策の推進等により、職場環境の快適化の推進を図る。			△	平4.7.1基発第391号 平4.7.1基発第392号 平7.9.26基安発第13号 平8.5.16基安発第15号 平10.7.15基安発第17号 平14.3.29事務連絡 平15.5.9基発第0509001号 平16.5.13基発第0513001号
	(7) 登録教習機関等に対する監査指導の徹底	登録教習機関等については、平成16年3月31日の指定制度から登録制度への移行前に行われた重大悪質な不正事案の発見が相次いだことから、監査指導を適正かつ迅速に実施し、不正事案を把握した場合には、登録の取消処分、業務停止命令も含め厳正に対処する。			○	
	(8) 改正労働安全衛生法等の円滑な施行	近年、重大災害が頻発していること、脳・心臓疾患、精神障害等に係る労災認定件数が高水準で推移していることを踏まえ、危険性・有害性の低減に向けて事業者の自主的な取組を促進すること、化学物質の表示・文書交付制度を改善すること、製造業等の元方事業者が作業間の連絡調整を実施すること、長時間の時間外労働等を行った労働者を対象として、医師による面接指導を実施することなどを内容とする労働安全衛生法の一部改正を含む「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案」を第162回通常国会に提出されたところである。 本改正法については、一部を除き平成18年4月1日に施行する予定であることからその施行に万全を期すため、改正法の内容について事業者を始め広く関係者に周知する。			○	別途指示
4 労災補償対策の推進	(1) 労災保険給付の迅速・適正な処理	労災保険給付の請求については、標準処理期間内の迅速な事務処理に努めるとともに、事業主を始めとする関係者から十分な協力が得られない場合等には、労災保険法に基づく権限を適切に行使する等迅速かつ適正な調査を実施する。				平13.3.30基発第237号 別途指示
		石綿による疾病の認定基準については、関係労使のみならず、医療関係者に対しても一層の周知を図るとともに、請求のあったものについて迅速かつ適正な処理に努める。				平15.9.19基発第0919001号 平15.9.19基労補発第0919001号
		労災診療費については、会計検査院の指摘が多い手術等の項目について審査委員による医学的審査も含め重点的に審査するとともに、誤請求の多い医療機関への指導、関係機関との連携等により、診療費の適正払いの一層の推進を図る。			○	平16.10.5基発第1005001号 別途指示
		なお、二次健康診断等給付制度については、一層の周知を図るとともに、適正な給付に努める。			○	
(2) 労災かくしの排除の徹底	労災かくしの排除を徹底するため、労災担当部署や安全衛生担当部署において、労災請求の相談等を通じて労災かくしの疑いのある事案を把握した場合や、虚偽の死傷病報告が発覚した場合などは、速やかに監督担当部署へ情報提供するなど、各部署の密接な連携を図る。 また、労災かくしの排除を期すため、引き続き、的確な監督指導等を実施するとともに、その存在が明らかとなった場合には、司法処分を含め厳正に対処する。			○	平3.12.5基発第52号 平3.12.5基発第687号 平13.2.8基発第68号 平14.7.26基監発第0726001号・基微発第0726001号・基安計発第0726001号・基労管発第0726001号	

重点施策	実施事項	内 容	新規事項 (☆)	本省実施 事項(×)	重点化 (○・△)	根拠通達等
	(3) 費用徴収の的確な実施等	故意又は重大な過失により労災保険に加入していない事業主等に対して、より実効性ある費用徴収の実施を行う。 第三者行為災害事案に係る求償債権については、法律専門家との連携等による的確な処理により、その確実な回収に努める。	☆		○	別途指示
	(4) 労災認定等を踏まえた労働災害再発防止対策の推進	労災担当部署においては、労災請求・認定事案について、必要に応じ監督担当部署及び安全衛生担当部署に情報を提供し、各部署においては事案の内容に応じて当該事業場に対して再発防止のための指導等を実施するなど、労働災害防止対策の推進のため、監督担当部署、安全衛生担当部署及び労災担当部署の密接な連携を図る。 また、本省における労災補償部と安全衛生部の協力を強固にし、両部による労災認定事案の分析等により、労働災害の再発防止対策を迅速に確立する。		×	△	
	(5) 行政争訟に対する迅速・的確な対応	審査請求の処理に当たっては、計画的な事務処理を行うとともに、局管理者の適切な進捗管理を徹底することにより、3か月以内の迅速・的確な処理を図る。 訴訟追行については、法務当局との密接な連携の下、事案に応じた的確な事実の収集を積極的に行うとともに、医学的経歴則、認定した事実に基づいた論理的かつ分かりやすい主張・立証を行う等の的確な対応に努める。 なお、改正行政事件訴訟法の施行による出訴期間等の情報提供(教示)制度の新設等、改正内容に十分留意する。	☆			平8.3.29基発第183号の1 平8.3.29基発第183号の2 平15.3.28基発第0328001号
	(6) 労災年金相談所の活用	重度被災労働者に対する介護施策を推進するため、労災特別介護施設(ケアプラザ)入居に係る広報活動を強化するとともに、労災年金相談所の活用を図り、積極的な入居促進を行う。 また、労災保険制度の周知並びに年金受給者等からの相談及び援護についても引き続き、労災年金相談所の活用を図る。			△	
	(7) 改正労働者災害補償保険法等の円滑な施行	働き方の多様化等の社会経済情勢の変化に対応した通勤災害保護制度の改善及び有期事業におけるメリット増減幅の拡大について、「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案」の成立を待って、関係省令等の施行準備に万全を期すこととし、改正労働者災害補償保険法及び改正労働保険の保険料の徴収等に関する法律の内容について広く関係者に周知する。	☆		○	別途指示
5 労働保険の適用促進		労働保険の未手続事業の一掃については、手続指導にとどまらず、職権を行使する措置を講じる。そのため、これまでの取組以上に都道府県労働局及び労働基準監督署と公共職業安定所が緊密に連携するなど、適用徴収担当部署以外の部署との連携による未手続事業の積極的かつ的確な把握・加入勧奨を行うとともに、把握した未手続事業に対しては適用徴収担当部署において強力な手続指導を行う。また、労働保険の適用促進に係る委託業務についての全国労働保険事務組合連合会都道府県支部との連携については、一層緊密・確実に実施する。さらに、10月に実施する労働保険適用促進月間の広報活動については、未手続事業一掃対策の一環と位置付け、労働保険制度の一層の理解・周知を図る。 局、署、所及び労働保険事務組合の適用促進活動(加入勧奨、手続指導)によっても、自主的に保険関係の成立手続を取らない事業主については、職権により成立手続を行い、保険料を認定決定する。	☆		○	平16.8.9基発第0809001号 別途指示(平成17年度留意事項通達) 別途指示(労働保険の未手続事業一掃対策について)

重点施策	実施事項	内 容	新規事項 (☆)	本省実施 事項(×)	重点化 (○・△)	根拠通達等
6 労働保険料の適正徴収	(1) 年度更新の確かつ円滑な実施	年度更新の実施に当たっては、「平成17年度の年度更新等業務について」を踏まえるほか、労働保険徴収主務課室、労働基準部及び職業安定部の連携を密にし、都道府県労働局全体として、実施計画の策定、事務説明会の開催等のための実施体制の整備を図る。				平17.2.10基徴発第0210001号 別途指示(平成17年度留意事項通達)
	(2) 効率的な算定基礎調査の実施	労働保険料算定基礎調査(以下「算調」という。)については、適正な業務量の投入に配慮しつつ、効率的な算調実施計画を策定し、適正かつ実効ある実施を図る。			△	平12.3.31発労徴第35号 別途指示(平成17年度留意事項通達)
	(3) 実効ある滞納整理の実施	労働保険料の滞納整理については、効果的な滞納整理実施計画を策定して取り組むこととし、とりわけ多額の滞納事業主及び多年度にわたり滞納を繰り返している事業主に対し、重点的に滞納整理を実施する。			○	平12.3.31発労徴第34号 別途指示(平成17年度留意事項通達)
	(4) 社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化への適切な取組	事業所説明会、算調及び滞納整理については、徴収事務の一元化に当たって社会保険・労働保険徴収事務センターとして実施する事務でもあることから、連絡協議会等の場で調整するなど適切に実施する。			○	平15.7.22基発第0722001号 平15.7.22基徴発第0722002号 平16.3.23基徴発第0323001号 別途指示(平成17年度留意事項通達)
7 事務組合の活用、育成、指導等		労働保険事務組合制度は、中小零細事業における労働保険事務について大きな役割を果たしていることにかんがみ、その一層の活用を図る。また、事務組合の育成を行うに当たっては、その母体団体の性格、事務処理能力等を考慮し、委託事業数の増大を通じ事務組合の自立が図られるよう努める。			△	別途指示(平成17年度留意事項通達)
		また、事務組合が適正に業務運営を行えるよう、事務組合への定期的な監督・指導等に努める。			○	昭59.12.28発労徴第88号 昭60.1.18発労徴第6号 平15.11.28基徴発第1128001号 平15.11.28基徴発第1128002号 別途指示(平成17年度留意事項通達)

平成 17 年度 職業安定行政関係事業重点化ガイドライン

職業安定行政の各種事業の一覧（平成17年度）

公共職業安定所名：

（注1：濃い網掛け＝地方においてある程度業務量をコントロールできるもの。薄い網掛け＝受動的業務であるため地方において業務量をコントロールしたいもの。網掛け無し＝主に本省・外郭団体等の業務）。

（注2：濃い網掛け項目について……☆＝実施対象局・所において積極的・能動的に取り組むべきもの。△＝実施対象局・所においても地方の実情に応じて実施するかどうか判断して差し支えないもの。×＝本年度は実施しないもの。）

（注3：濃い網掛け項目について……◎＝本年度において重点をおいて実施を図るもの。○＝通常通り実施するもの。△＝本年度は重点をおかないこととするもの。×＝本年度は実施しないもの。－＝実施対象局・所ではないもの。）

担当 課室	17' 項 目（注1）	地方労働行政運営方針	17' 重点化ガイドライン	
			記号 （注2）	重点化する上での留意事項 （注3）
指	A. 公共職業安定機関の職業紹介事業等			
	1. 基本業務の着実な運営	(2)ア(ア) 公共職業安定所の特性、ノウハウを活かした職業相談・紹介の実施		
	(1) 職業紹介業務計画の策定		☆	
	(2) 職業紹介実績の把握分析			
	(3) 求人者関係業務			
	① 求人開拓(職業所訪問による)	(2)ア(ウ) 効果的な求人開拓の実施	△	地域の労働市場の状況に応じて、求職者のニーズを踏まえ実施
	② 求人開拓(職業所訪問によるもの以外)			
	③ 求人開拓実施報告			
	④ 求人の受理			
	⑤ 求人内容の正確性・明確性の確保のための各種確認			
	⑥ インターネットでの求人事業所名等提供の意向確認			
	⑦ 求人条件指導			
	⑧ 受理求人への求人充足サービス・フォローアップ	(2)エ未充足求人へのフォローアップの徹底等 求人者サービスの充実	☆	特に積極的に取り組むべきもの 特に積極的に取り組むべきもの 受理求人への求人充足サービス・フォローアップについては、目標設定(求人受理後3週間を経過しても応募者がいない求人すべてについてフォローアップ実施を目指す)を踏まえて実施。
	⑨ 応募者による応募状況、請求の把握			
	⑩ 事業所情報の収集・整備			
	⑪ 求職者情報の提供		☆	
	(4) 求職者関係業務			
	① 求職受理			
	② 相談を通じた個々の求職者の状況の把握と記録(求職管理情報)		☆	
	③ 個々の求職者の状況に応じた支援の提供 (支援メニュー例) 窓口への誘導 自己の適職等に関する理解の促進 労働市場情報、求人情報の提供 求人自己検索パソコンの活用方法に関する教室 履歴書、職務経歴書の作成・指導 面接技法の指導 応募企業選定を支援 個別求人開拓 以上を効果的に実施するための再就職支援プログラム、再就職プランナー、求職活動支援セミナー等の支援策の活用	(2)イ(ア) 早期再就職の緊要度が高い求職者に対する個別支援 (2)オ業種・職種間ミスマッチ対策の充実	☆	個々の求職者の状況に応じた支援の提供については、目標設定(再就職支援プログラム開始件数70,000件、就職率7割程度の確保を目指す。就職実現プラン作成件数120,000件、就職率5割程度の確保を目指す。)を踏まえて実施。
	④ コンサルティングコーナーにおけるキャリアコンサルティング		☆	
	(5) 求人と求職の結合			
	① 職業紹介(即時紹介)			就職率を32%程度に引き上げることを目指す。
	② 押し紹介			
	③ 通商紹介		△	必要が認められる者に対しては、積極的に実施することとする
④ 履歴送考		△	必要が認められる者に対しては、積極的に実施することとする	
⑤ 合同就職面接会				
⑥ 採否確認				
⑦ 紹介不調求職者に対する増援		☆		
⑧ 管内における未充足求人、求職者の希望職種の把握、分析、提供				
⑨ 退職選抜支援員による職業相談	(2)オ業種・職種間ミスマッチ対策の充実	☆		

担当 課室	17' 項 目 (注1)	地方労働行政運営方針	17' 重点化ガイドライン		重点化対応方針
			記号 (注2)	重点化する上での留意事項	記号 (注3)
指 本	(6) 雇用保険受給者の早期再就職促進			雇用保険の受給期間を2/3以上残して早期に再就職する者の割合を15%程度に引き上げることを目指す。	
	① 受給者アンケート				
	② 求職活動計画の策定				
	③ 求職活動支援セミナー	(2)ア(エ)雇用保険受給資格者に対する就職支援セミナーの実施		地域の実情に則して実施	
	④ 再就職支援プログラムの実施	(2)イ(ア)早期再就職の緊要度が高い求職者に対する個別支援	☆	再就職支援プログラムの実施については、目標設定(再就職支援プログラム開始件数70,000件、就職率7割程度の確保を目指す。)を踏まえて実施。	
	⑤ 再就職プランナーによる再就職支援の実施	(2)イ(イ)就職実現プランの作成による個別総合的な支援の充実		再就職プランナーによる再就職支援の実施については、目標設定(就職実現プラン作成件数120,000件、就職率5割程度の確保を目指す。)を踏まえて実施。	
	⑥ 受給者に対する呼出紹介・通信紹介				
	⑦ 受給者に対する求人情報ダイレクトメール				
⑧ 認定日における職業相談				各メニューの効果検証を行った上で、地域の実情に応じ、組み合わせて実施	
指	(7) 産業雇用情報提供業務				
	① 労働市場ニュース・業務月報・年報等の発行	(2)ア(イ)労働市場の的確な分析及び情報の提供	☆		
	② 各種労働市場データの収集・整理・提供				
	2. ハローワークインターネットによる求人情報提供[本省]	(3) キ雇用関係情報の積極的提供			
	① システムの運用[本省]				
公	② インターネットでの求人事業所名等提供の意向確認(再掲A1(3)(6))				
	③ 応募者等による応募状況、請求の把握(再掲A1(3)(7))				
	④ インターネット掲載情報に係る問い合わせ等への対応				
	3. 公共職業安定所のサービス提供体制の整備				
指	(1) 安定所・附属施設の職業紹介サービス時間の延長				
	① 安定所・附属施設における平日夜間・土曜開庁		☆	該当所について	
	② 平日夜間・土曜開庁の業務報告				
	(2) 各種附属施設による専門的サービス				
	① 大都市圏就職サポートセンターの運営		☆	該当所について	
	② ハローワーク情報プラザの運営				
	③ 自立支援ハローワークの運営				
	④ パートバンク・パートサテライトの運営		△	通達に従って運営する 同上	
	⑤ 人材銀行(新規・成長分野人材サービスコーナー含む)の運営			同上	
	⑥ キャリア交流プラザの運営(キャリア交流事業)			同上	
公	⑦ 地域職業相談室の運営	(3)イ(7)地域職業相談室	☆	該当所について 該当所について	
	(3) 失業者向け生活関連情報の一元的情報提供体制の整備				
	① 生活関連情報について専門家による相談コーナーの運用	(2)キ(7)生活関連情報の一元的な提供	☆	該当所について	
公	② ハローワークインターネットサービスによる生活関連情報の提供				
	(4) 雇用関連事業ワンストップサービスの実施	(3)カ雇用関連事業のワンストップサービスの実施			
指	① 雇用関連情報についての相談・情報提供コーナーの運用		☆	該当所について	
	② ハローワークインターネットサービスによる助成金に関する検索機能等を拡充した情報の提供				
	4. 職業紹介と職業訓練の連携強化				
	(1) 的確な職業訓練受講指示				
	① 早期受講指示		☆		
	② 複数受講指示		☆	訓練の定員数と受講希望者数等を勘案して、場合によっては単発の受講者を優先させることも可	
指	(2) 訓練終了者に対する訓練終了前からの就職支援				
	① 就職支援アドバイザーの活用		☆		
	② 訓練終了者に対する情報提供・職業相談・職業紹介等				

担当 課室	17' 項目 (注1)	地方労働行政運営方針	17' 重点化ガイドライン		重点化対処方針	
			記号 (注2)	重点化する上での留意事項	記号 (注3)	備 考
ホ	B 雇用保険制度の円滑かつ適正な運営					
	1. 適正な業務の運営					
	(1) 適用関係業務					
	① 適用促進					
	ア 派遣労働者/パートタイム労働者の適用促進					
	イ 私立学校教員の適用促進	(5)イ 私立学校教員に対する確実な適用	☆			
	② 適用事業所関係届出業務					
	③ 得喪関係業務					
	④ 小規模事業被保険者福祉助成金の支給					
	(2) 給付関係業務					
	① 支給資格決定					
	② 雇用保険受給者初回説明会					
	③ 失業認定					
	ア 求職活動実績に基づく的確な失業認定	(5)ア 適正な業務の運営				
	イ 職業紹介部門との連携					
	④ 求職者給付の支給					
	ア 一般求職者給付の支給					
	イ 高齢求職者給付の支給					
	ウ 短期雇用特別求職者給付の支給					
	エ 巨額労働求職者給付の支給					
⑤ 就職促進給付の支給						
⑥ 教育訓練給付の支給						
⑦ 雇用継続給付(高齢者・育児・介護)の支給						
(3) 不正受給の防止・早期摘発対策	(5)ウ不正受給の防止					
① 不正受給の防止						
② 不正受給の摘発・返還命令等		☆				
ホ	C 民間活力の活用等によるマッチング					
	1. 労働者派遣事業の適切な運営の確保					
	(1) 制度の周知啓発等					
	① 制度等の周知	(6)民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進	☆	各局の実情を踏まえて策定する指導監督計画に則して実施		
	② 労働者派遣事業適正運営協力員制度の運用					
	③ 労働者派遣事業報告					
	④ 派遣元責任者講習(派遣協会)					
	⑤ 派遣元事業主に対する雇用管理研修(派遣協会)					
	⑥ 派遣元責任者講習		☆	各局の実情を踏まえて策定する指導監督計画に則して実施		
	⑦ 需給調整事業関係業務担当者会議					
	⑧ 需給調整事業関係業務担当者研修					
	(2) 許可・届出制度の運用					
	① 申請書類等の受理・審査等					
	② 許可等手数料収入印紙ちよう用実績及び許可申請・届出案件数報告					
	③ 労働者派遣事業所台帳の整備					
	(3) 指導監督の実施	(6)民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進	☆	各局の実情を踏まえて策定する指導監督計画に則して実施		
	① 集団指導・個別指導監督計画の策定					
	② 集団指導・個別指導監督計画の実施					
	③ 指導監督実施状況報告					
	④ 是正指導書の指導内容報告					
⑤ 情報提供等運用状況報告						
(4) 苦情・相談への対応						
① 労働局における苦情相談の実施						
② 公共職業安定所における苦情相談の実施	(6)民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進					
③ 苦情相談受付状況報告						
④ 労働者派遣事業アドバイザーによる苦情対応(派遣協会)						
需	2. 民営職業紹介事業の適切な運営の確保					
	(1) 制度の周知啓発等					

担当 課室	17' 項目 (注1)	地方労働行政運営方針	17' 重点化ガイドライン		重点化対処方針	
			記号 (注2)	重点化する上での留意事項	記号 (注3)	備 考
需	① 制度等の周知	(6)民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進	☆	各局の実情を踏まえて策定する指導監督計画に則して実施		
	② 民営職業紹介事業報告					
	③ 民営職業紹介事業従事者研修会〔民紹協〕					
	④ 職業紹介責任者講習会〔民紹協〕					
	⑤ 民営職業紹介事業者に対する指導・援助〔民紹協〕					
	⑥ 民営職業紹介事業業務改善モデル事業〔民紹協〕					
	⑦ 需給調整事業関係業務担当者会議(再掲・C1(1)(7))					
	⑧ 需給調整事業関係業務担当者研修(再掲・C1(1)(8))					
	(2) 許可制度の運用等					
	① 申請書類等の受理・審査等					
	② 民営職業紹介事業所台帳の整備					
	③ 有料職業紹介事業許可・許可有効期間更新手数料等報告					
需	(3) 指導監督の実施	(6)民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進	☆	各局の実情を踏まえて策定する指導監督計画に則して実施		
	① 指導監督計画の策定					
	② 指導監督の実施					
	③ 職業紹介事業指導監督実施状況報告					
	(4) 苦情・相談への対応					
	① 労働局における苦情相談の実施					
	② 公共職業安定所における苦情相談の実施	(6)民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進				
	③ 苦情相談受付状況報告(再掲C1(4)(3))					
	(5) 同意書制度の運用					
	① 同意書の受理・標識の交付等					
	② 同意書受理状況報告					
	3. 労働者募集の適切な運営の確保					
需	(1) 制度の周知啓発等					
	① 制度等の周知		△			
	② 民間需給調整関係業務担当者会議(再掲・C1(1)(7))					
	③ 民間需給調整関係担当者研修(再掲・C1(1)(8))					
	④ 求人広告適正化指導員制度の運用〔全求協〕					
	(2) 委託募集に係る許可制度の運用					
	① 申請書類等の受理・審査等					
	② 労働者募集業務取扱状況報告の作成					
	③ 中小企業労働力確保法、林業労働力確保法等による委託募集の特例の運用					
	(3) 指導監督の実施		△			
	(4) 苦情・相談への対応					
	① 労働局における苦情相談の実施					
② 公共職業安定所における苦情相談の実施						
③ 苦情相談受付状況報告(再掲C1(4)(3))						
需	4. 労働者供給事業の適切な運営の確保					
	(1) 制度の周知啓発等					
	① 制度等の周知		△			
	② 需給調整事業関係業務担当者会議(再掲・C1(1)(7))					
	③ 需給調整事業関係業務担当者研修(再掲・C1(1)(8))					
	(2) 許可制度の運用等					
	① 申請書類等の受理・審査等					
	② 労働者供給事業等処理台帳の整備					
	(3) 指導監督の実施		☆			
	(4) 苦情・相談への対応等					
	① 労働局における苦情相談の実施					
	② 公共職業安定所における苦情相談の実施					
③ 苦情相談受付状況報告(再掲C1(4)(3))						
指	5. 官民連携による労働力需給調整機能の強化					
	(1) しごと情報ネット等の活用による就職支援情報の積極的提供	(3)キ 雇用関係情報の積極的提供				
	① しごと情報ネットの周知及び参加の勧誘		☆	通達に沿って運用する		
	② しごと情報ネット参加機関募集の状況報告					
	(2) 民間の職業紹介事業所との連携による再就職支援体制の整備					
① 無料職業紹介事業者の体制整備に係る援助						

担当 課室	17' 項目 (注1)	地方労働行政運営方針	17' 重点化ガイドライン		重点化対応方針	
			記号 (注2)	重点化する上での留意事項	記号 (注3)	備考
指	② 無料職業紹介事業者及び労働者供給事業者への情報提供		△			
指	③ カウンセリング技法の向上を図るための研修会					
指	(3) 民間委託による長期失業者の就職支援事業	(3)ア 成果に対する評価に基づく民間委託による長期失業者の就職支援	☆	該当所について		
指	D 早期再就職の促進対策等					
	1. 在職中からの再就職に向けた取組の支援					
	① 安定所内の離職予定在職者職業相談コーナーの運営					
	② 離職予定在職者職業相談コーナーの片外機動的設置(アシストハローワーク)		△	リストラ等による大量解雇があった際には、積極的に実施する 情報収集は恒常的に実施。なお、リストラ等による大量解雇があった際には、積極的に実施する		
指	2. 再就職援助計画・大量雇用変動届の提出指導	(2)ク(7)円滑な労働移動の効果的な支援				
	① 周知		△	リストラ等による大量解雇があった際には、積極的に実施する		
	② 再就職援助計画の受理					
	③ 再就職援助計画の作成援助		△	リストラ等による大量解雇があった際には、積極的に実施する		
	④ 再就職援助計画の認定					
	⑤ 再就職援助計画の提出指導		△	同上		
	⑥ 再就職援助計画の変更に係る認定					
	⑦ 再就職援助計画に係る報告					
	⑧ 大量雇用変動届の届出又は通知の受理					
	⑨ 大量雇用変動届の提出指導		△	同上		
	⑩ 大量雇用変動届状況の報告					
指	3. 円滑な労働移動の効果的な支援	(2)ク(7)円滑な労働移動の効果的な支援				
発	(1) 労働移動支援助成金の支給					
	① 労働移動支援助成金の支給					
	② 労働移動支援助成金実績報告					
高	(2) 在職者求職活動支援助成金(経過措置)の支給					
	① 在職者求職活動支援助成金(経過措置)の支給[高障機構]					
	② 在職者求職活動支援助成金(経過措置)の不支給要件の確認					
建	(3) 建設業労働移動円滑化支援助成金の支給	(4)イ(7)総合的な建設労働対策の推進				
	① 建設業労働移動円滑化支援助成金の支給[機構]					
	② 建設業労働移動円滑化支援助成金の不支給要件の確認[局・機構]					
高	(4) 移動高齢者等雇用安定助成金(経過措置)の支給					
	① 移動高齢者等雇用安定助成金(経過措置)の支給[高障機構]					
	② 移動高齢者等雇用安定助成金(経過措置)の不支給要件の確認					
発	4. 産業雇用安定センターによる出向・移籍方式を中心とした労働移動の推進					
	① 再就職援助計画等に関する情報提供等[産業センター]					
	② 出向・移籍方式を中心とした労働移動のあっせん[産業センター]					
指	5. 募集・採用時の年齢制限の緩和に向けた啓発・指導	(2)力求人年齢制限緩和の推進				
	① 周知・啓発(理由提示を含む)		☆	募集・採用時の年齢制限の緩和に向けた啓発・指導については、目標設定(年齢不問求人割合を全求人30%以上の水準で平成16年度を上回ることを目指す。)を踏まえて実施。		
	② 求人窓口における指導(理由提示を含む)					
	③ 個別企業が抱える問題に応じた助言・援助					
	④ 理由提示違反事業者に対する助言・指導					
	⑤ 職業紹介事業者等に対する理由提示に係る指導・啓発		☆	職業紹介事業者等に係る制度の周知や指導監督に含めて実施する(C2(1)①・③)①②、C3(1)①・③、C4(1)①・③)。		
指	6. 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金・緊急就職支援雇用開発助成金)の支給	(11)力就職困難者に対する雇用対策の推進				
	① 活用促進					
	② 制度の周知徹底		△			

担当 課室	17' 項目 (注1)	地方労働行政運営方針	17' 重点化ガイドライン		重点化対処方針	
			記号 (注2)	重点化する上での留意事項	記号 (注3)	備考
発	③不正受給防止を図った支給事務					
	④支給決定状況報告					
	7. 雇用調整助成金の支給	(2)ク(ウ)雇用の維持確保に対する支援				
	① 送付促進		△			
	② 制度の周知徹底					
	③不正受給防止を図った支給事務					
	④計画届受理状況報告					
	⑤支給決定状況報告					
	8. 雇用再生集中支援事業の推進	(2)ク(イ)雇用再生集中支援事業の実施				
	① 雇用調整方針の周知		☆			
② 雇用調整方針の受理						
③ 雇用調整方針の作成援助		△				
④ 雇用調整方針の届出指導		☆				
⑤ 雇用調整方針に係る報告						
⑥ 不良債権処理就業支援特別奨励金の周知		△	雇用調整方針対象者の有無に応じて実施			
⑦ 不良債権処理就業支援特別奨励金に係る業務(産雇センター)						
⑧ 実践的教習訓練特別奨励金の周知(能簡局)		△	雇用調整方針対象者の有無に応じて実施			
⑨ 実践的教習訓練特別奨励金に係る業務(産雇センター)(能簡局)						
⑩ 民間活用再就職支援事業の周知		△	雇用調整方針対象者の有無に応じて実施			
⑪ 民間活用再就職支援事業に係る業務(産雇センター)						
⑫ 個別求人開拓推進事業(産雇センター)						
発	E. 雇用機会創出対策					
	1. 中小企業における雇用機会の創出支援	(4)ウ(7)中小企業における雇用機会の積極的な創出				
	(1) 雇用管理の改善計画の認定に係る都道府県知事からの協議					
	(2) 雇用・能力開発機構における雇用管理援助(機構)					
	(3) 雇用機会の創出に対する支援					
	① 中小企業基盤人材確保助成金の支給(機構)					
	② OCR帳票による支給(不支給)要件の確認等業務					
	(4) 雇用管理の改善に対する支援					
	① 中小企業雇用管理改善助成金の支給(機構)					
	② OCR帳票による支給(不支給)要件の確認等業務					
(5) 中小企業団体に対する支援						
① 中小企業人材確保援助事業(候補団体のヒアリング)(局・機構)						
② 中小企業人材確保推進事業助成金の支給(機構)						
③ 中小企業労働力確保啓発事業(フォーラムの開催)(機構)						
(6) 中小企業の経営基盤の強化に資する人材に係る求人情報の効果的収集・提供(機構)						
(7) 中小企業雇用創出啓発事業(機構)						
2. 新規成長分野における雇用機会の創出支援	(4)ウ(7)中小企業における雇用機会の積極的な創出					
(1) 新規・成長分野企業等に対する総合的な支援の実施						
① 新規・成長分野支援ネットワークの運営(局・機構)						
② 新規・成長分野企業等支援サービスコーナーの運用(機構)						
③ 新規・成長分野企業等に対する雇用管理相談(機構)						
④ 雇用管理セミナー(機構)						
⑤ 雇用創出セミナー(機構)						
⑥ 新規・成長分野企業等支援エキスパート登録制度(機構)						
⑦ 起業家意識啓発事業の運営(機構)						
⑧ 会社の場の開催(機構・局)		△				
(2) 新規・成長分野雇用創出特別奨励金						
① 新規・成長分野雇用創出特別奨励金の支給(高齢協会)						
② 新規・成長分野雇用創出特別奨励金実績の報告(高齢協会)						

担当 課室	17'項目(注1)	地方労働行政運営方針	17'重点化ガイドライン		重点化対応方針	
			記号 (注2)	重点化する上での留意事項	記号 (注3)	備考
	③ 新規・成長分野雇用創出特別奨励金の支給に係る支給要件確認書(照会)の回答					
	(3) 成長分野雇用システム構築援助事業					
	① 成長分野雇用システム懇談会(産雇センター)					
	② 成長分野雇用システム構築推進事業(機構)					
発	3. 創業に対する支援					
	(1) 受給資格者創業支援助成金の支給	(4)ウ(イ)雇用保険受給資格者の創業に対する支援				
	① 受給資格者創業支援助成金の支給					
	② 受給資格者創業支援助成金実績報告					
	(2) 高齢者等共同就業機会創出助成金	(4)ウ(ウ)高齢者等の共同による創業に対する支援				
	① 高齢者等共同就業機会創出助成金の支給(高障機構)					
	② 高齢者等共同就業機会創出助成金の不支給要件の確認					
	③ 高齢者等共同就業定着支援(フォローアップ)事業(高障機構)					
需	4. 介護・看護分野における雇用管理改善					
	(1) 制度の周知啓発等	(11)ク(ア)介護分野における雇用管理改善の推進	△			
	(2) 介護労働者雇用改善援助事業					
	① 介護労働者雇用管理改善等援助事業(介労センター)					
	② 介護労働者需給サービス事業(介労センター)					
	③ 紹介事業高度化推進事業(介労センター)					
	④ 介護労働者能力開発事業(介労センター)					
	⑤ 介護労働力需給調整モデル事業(介労センター)					
	⑥ 介護人材確保助成金及び介護雇用管理支援助成金(介護基盤人材確保助成金)の支給及び支給状況報告					
	⑦ 介護雇用管理支援助成金(介護雇用管理助成金)の支給(介労センター)					
	⑧ 介護能力開発給付金の支給(介労センター)					
	⑨ 介護雇用管理支援助成金及び介護能力開発給付金の申請状況等報告(介労センター)					
	(3) ケアワーカー福祉共済制度の運営(介労センター)					
	(4) 介護労働者福祉基金の運用					
	① 労働環境整備のための設備等に係る借入金の債務保証(機構)					
	② 介護労働者福祉助成金の支給(機構)					
	③ 介護労働環境改善事業助成金の支給(機構)					
指	(5) 福祉重点ハローワーク事業					
	① 潜在福祉メンバーの登載		△	福祉人材に係る労働市場状況を勘案しつつ実施する		
	② 福祉関係者の提供・職業相談・講習会等の開催		△	同上		
	③ 介護労働講習の実施		△	同上		
	④ 介護労働講習の実施計画報告					
	⑤ 福祉メンバー合同求人選考会の開催		△	同上		
	⑥ 福祉メンバー合同求人選考会の実施計画報告					
	⑦ 看護師リフレッシュ講習の実施		△	同上		
	⑧ 看護師リフレッシュ講習の実施計画報告					
	⑨ 看護師等雇用管理研修助成金の支給対象となる研修の指定					
発	⑩ 看護師等雇用管理研修助成金の支給					
	⑪ 看護師等雇用管理研修助成金の支給実績の報告					
子	5. 地方の創意工夫をいかした雇用機会の創出等					
	(1) 緊急地域雇用創出特別交付金を活用した地方公共団体における臨時応急の雇用・就業機会の創出の実績等報告					
	(2) 都道府県等との連携による良好な雇用機会の創出に向けた支援策の強化					
子	① 地域雇用開発促進助成金の支給	(4)ウ(オ)地域雇用開発促進助成金				
	② 地域雇用開発促進助成金受給資格・支給決定等状況報告					

担当 課室	17'項目(注1)	地方労働行政運営方針	17'重点化ガイドライン		重点化対処方針	
			記号 (注2)	重点化する上での留意事項	記号 (注3)	備考
	③事業主団体を活用した地域求職活動援助事業	(3)エ 都道府県の企画・立案による求職活動の支援				
	(3) 地域の雇用創造に取り組む市町村等に対する総合的な支援の実施					
	①地域雇用創造バックアップ事業の申請協議会に対する相談・援助	(4)ア(イ)雇用創造のための構想を策定しようとする市町村等に対する専門家による助言等				
	②地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)の提案協議会に対する相談・援助	(4)ア(ウ)地域提案型雇用創造支援事業の実施				
発	(4) 緊急雇用創出特別奨励金の活用(16年度までの事業であるが、支給事務が残るため掲載。)					
	① 緊急雇用創出特別奨励金の支給(高齢協会)					
	② 緊急雇用創出特別奨励金の支給に係る要件確認					
	6. 雇用管理改善指導援助業務					
	① 雇用・労務相談コーナーの運営(パートバンク)					
	② 雇用・能力開発機構における雇用管理援助(再掲)〔機構〕					
③ 労働市場情報提供事業〔雇用情報センター〕						
④ 求人充足のための雇用管理改善指導資料開発〔雇用開発センター〕						
子	7. 地域創業助成金(仮称)の支給	(4)ア(イ)地域における創業に対する助成				
	① 制度の周知		☆			
	② 支給要件の確認等業務					
子	F 地域雇用開発対策					
	1. 地域雇用開発促進法に基づく業務等					
	(1) 地域雇用開発にかかる基本業務					
	① 都道府県等関係団体との連携及び関連施策の周知		☆			
	② 都道府県の地域雇用開発計画作成に対する相談援助		△	新たに作成を行う等の場合は、積極的に実施		
③ 地域雇用開発計画の同意に係る地方労働審議会への対応						
(2) 雇用機会増大促進地域における地域雇用開発						
① 大規模雇用開発モデルプロジェクトの推進			△			
② 地域雇用開発促進助成金の支給(再掲・E5(2)①)	(4)ウ(オ)地域雇用開発促進助成金					
③ 地域雇用開発促進助成金受給資格・支給決定等状況報告(再掲・E5(2)②)						
子	(3) 能力開発就職促進地域における地域雇用開発					
	① 地域人材高度化能力開発助成金の支給〔能開局〕					
	(4) 求職活動援助地域における地域雇用開発					
	① 地域求職活動援助事業(再掲・E5(2)③)	(3)エ 都道府県の企画・立案による求職活動の支援				
	(5) 高度技能活用雇用安定地域における地域雇用開発					
	① 地域雇用開発促進助成金の支給(再掲・E5(2)①)	(4)ウ(オ)地域雇用開発促進助成金				
	② 地域雇用開発促進助成金受給資格・支給決定等状況報告(再掲・E5(2)②)					
	③ 地域人材高度化能力開発助成金の支給(再掲・F1(3)①)〔能開局〕					
	2. 人材地方就職促進事業					
	① 地方就職支援センターの運営					
② 首都圏在住の地方就職希望者と地方企業の合同面接会(Uターニア7)						
③ 広域職業紹介活動			△			
子	G 地域再生に向けた雇用支援					
	(1) 地域再生雇用支援ネットワーク事業におけるワンストップ相談窓口での対応	(4)ア(フ)地域再生雇用支援ネットワーク事業の実施				
	(2) 地域再生雇用支援ネットワーク事業における「地域再生雇用支援連絡会議」の開催					
	(3) 地域の雇用創造に取り組む市町村等に対する総合的な支援の実施(再掲・E5(3))					

担当 課室	17'項目(注1)	地方労働行政運営方針	17'重点化ガイドライン		重点化対応方針	
			記号 (注2)	重点化する上での留意事項	記号 (注3)	備考
	①:地域雇用創造バックアップ事業の申請協議会に対する相談・援助	(4)ア(イ)雇用創造のための構想を策定しようとする市町村等に対する専門家による助言等(再掲)				
	②:地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)の提案協議会に対する相談・援助	(4)ア(ウ)地域提案型雇用創造支援事業の実施(再掲)				
	(4) 地域創業助成金の支給(再掲・E7)	(4)ア(エ)地域における創業に対する助成(再掲)				
	① 制度の周知		☆			
	② 支給要件の確認等業務					
若	H若年者雇用対策					
	1. 若年求職者に対する就職支援策の推進 新規中高卒者に対する就職支援	(7)イ(ア)新規高卒者に対する就職支援策の実施		新規高卒者に対する就職支援策については、目標設定(新規高卒者の内定率について平成16年度以上の確保を目指す。)を踏まえて実施。		
	(1)					
	①:求人者指導(求人秩序の維持、不均衡是正):求人受理(中・高)					
	②:求人開拓(中・高)		☆	地域の实情に応じて重点開拓分野を明確化し実施		
	③:就職面接会・合同求人説明会(高)		☆			
	④:応募前職場見学会(高)		△			
	⑤:就職活動開始前就職ガイダンス		△	委託により実施		
	⑥:就職準備講習(高)		△	未内定者の状況により適宜実施		
	⑦:進路指導担当者実地研修(高)		☆			
	⑧:高卒者就職支援システムを活用した求人情報の提供(高)		☆			
	⑨:就職希望者に対する就職指導(職業相談・適性検査・職場見学・職場実習)(中・高)		☆	若年者ジョブサポーターを有効活用し、就職希望者に対して個別就職支援を推進。		
	⑩:職業紹介(中・高)		☆	若年者ジョブサポーターについては、目標設定(11月末～3月末における、ジョブサポーターによる支援等を通じて高卒就職内定者数3万人程度の確保を目指す。)を踏まえて実施。		
	⑪:未就職卒業生に対する就職支援(求人情報等の提供、個別求人開拓、短期間の職業講習・職業訓練等)(中・高)		☆			
	⑫:職場適応指導(中・高)		△	未内定者の状況により適宜実施		
	⑬:未充足求人一覧表作成(高)		△			
	⑭:都道府県高等学校就職問題検討会議(高)		☆			
	⑮:新規高等学校卒業生職業紹介業務連絡会議(高)		△			
	⑯:求職動向調査(中・高)		△			
	(2) 新規大卒者等に対する就職支援	(7)イ(イ)新規大卒者に対する就職支援策の実施				
	①:事業主指導(求人・求職秩序の維持、公正公平な採用の確保、採用内定取消の防止等)		△	必要に応じて実施		
	②:求人開拓・求人確保		△	地域の实情に応じて実施		
	③:学生職業総合支援センター・学生職業センター・学生職業相談室の活用(求人情報提供・職業指導・職業相談・就職面接会・職業興味検査等)		☆	未内定学生に対する就職支援を強化		
④:未就職卒業生に対する求人情報等の提供、短期間の職業講習・職業訓練等		△				
⑤:求職動向調査						

担当 課室	17' 項目 (注1)	地方労働行政運営方針	17' 重点化ガイドライン		重点化対処方針	
			記号 (注2)	重点化する上での留意事項	記号 (注3)	備考
若	(3) 高等学校中退学者就業対策 ① 都道府県高校中退者就業対策連絡協議会 ② ハローワークガイドの配付 ③ プレガイダンスを通じた職業紹介、指導等の実施 ④ 求人開拓・求人者指導 ⑤ 職場適応指導 ⑥ 職業紹介		△	実情に応じ実施		
	(4) 若年早期離職者対策 ① 求人に係る啓発指導・求人受理等 ② 情報提供・職業指導等		☆	若年求職者に対する個別就職支援の一貫として対応		
	(5) 学卒未就職者等に対する就職支援 ① 若年者トライアル雇用の勧誘指導 ② 若年者トライアル雇用奨励金の支給	(7)ウ(イ)若年者試行雇用事業の推進		若年者トライアル雇用については、目標設定(若年者トライアル雇用の開始者数を6万人、常用雇用移行率80%程度の確保を目指す)を踏まえて実施		
			☆	学卒未就職者等を重点に、拡大実施		
	(6) 若年失業者を対象とした雇用安定促進事業 ① 求職登録 ② 職業適性診断、職業カウンセリング ③ 個別の状況に応じた職業指導等 ④ 職業情報等の提供 ⑤ 地域の業界団体とのネットワークによる職業情報、求人情報等の提供 ⑥ 資格取得、起業についての専門相談 ⑦ グループワーク実施 ⑧ 職業能力活性化のための各種研修 ⑨ 職業紹介	(7)ウ(ウ)ヤングワークプラザにおける就職支援の実施				
			☆	各メニューの効果検証を行った上で地域の実情に応じ、組み合わせて実施。		
	指	⑩ 再就職プランナーによる再就職支援の実施(再掲)	(7)ウ(ア)就職実現プランの作成による個別総合的な支援の実施(再掲)	☆		
	若	⑪ 就職後の支援 ⑫ 個別求人開拓及び採用・雇用管理等に対する企業への働きかけ ⑬ 周知・広報等その他事業の円滑な実施に当たって必要な事項		△		
		(7) 無償の労働体験等を通じた就職力強化事業(ジョブパスポート事業) ① ジョブパスポート支援システム(仮称)の運用 ② ジョブパスポートを活用した募集採用の普及、就職支援	(7)ア(ウ)無償の労働体験等を通じた就職力強化事業(ジョブパスポート事業)の創設			
				△		
(8) 若年労働者の職場定着促進事業の実施 ① 働く若者ネット相談室(仮称)との連携 ② 若年従業員の相互交流、企業人事管理担当者対象の講習等の取組の促進		(7)ウ(エ)職場定着を推進する施策の充実				
若	2. 学校等と連携した早期職業意識啓発の推進等 (1) 大学等と連携した職業意識啓発事業 ① 大学等就職指導担当者研修等・大学等との連携強化 ② 学生等に対する各種セミナー等就職活動準備のための支援 ③ 大学等及び事業主団体等との連携会議 ④ 短期の就業体験実習講座	(7)ア(イ)大学生に対する職業意識啓発事業の実施				
			☆			
			△			
	(2) 経済団体と連携したインターンシップ受入企業開拓事業 ① 企業、学生等、大学等に対する周知・広報等の協力 ② 各種セミナー・講習等の活用 ③ 就業体験実習講座の活用	(7)ア(イ)大学生に対する職業意識啓発事業の実施				
			△	地元経協への必要な協力を行う		

担当 課室	17'項目(注1)	地方労働行政運営方針	17'重点化ガイドライン		重点化対処方針	
			記号 (注2)	重点化する上での留意事項	記号 (注3)	備考
高	(3) 高校における職業意識形成支援事業	(7)ア(7)中高校生等に対する職業意識形成支援事業の充実				
	① キャリア探索プログラム		☆	学校・教育委等と連携して拡大実施。 キャリア探索プログラムについては、目標設定(参加生徒数28万人程度を目指す)を踏まえて実施。		
	② ジュニア・インターンシップ					
	③ 職場見学					
	④ ハローワーク体験ツアー			△		
	⑤ 職業シミュレーション等の実施			△		
	⑥ 若年者雇用問題検討会等の開催			△		
	3. 地域社会等との連携による若年者雇用対策の推進					
	(1) 若者の人間力を高めるための国民運動の推進	(7)エ若者の人間力を高めるための国民運動の推進				
	① 国民会議の開催					
	② 広報・啓発活動への協力			△		
	(2) 若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)の整備	(7)オ地域との連携及び協力による若年者就職支援対策の展開				
	① 若年者地域連携事業の実施					
	② 併設ハローワークにおける職業紹介					
	高	I. 高齢者雇用対策				
1. 65歳までの雇用の確保						
(1) 高齢者雇用状況報告制度の運用						
① 報告提出関係事務						
② 指導対象事業所台帳の整備						
(2) 高齢者雇用確保措置導入啓発指導		(8)ア(7)改正高齢者雇用安定法の円滑な施行に向けた取組の推進 (8)ア(イ)高齢者雇用確保措置に関する事業主に対する指導・援助の推進			高齢者雇用確保措置導入啓発指導については、目標設定(平成18年度からの改正高齢者雇用安定法の施行に向け、すべての企業において定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置が講じられるよう、少なくとも50人以上規模のすべての企業に対しては、リーフレットの配布や集団指導・個別指導等を通じて、周知啓発の徹底を図る。)を踏まえて実施。	
① 高齢者雇用確保措置導入の啓発(高齢者雇用推進委員会等)						
② 指導計画・都道府県高齢協会との連携計画の策定(年間計画)(局・所・高齢協会)						
③ 個別指導						
④ 都道府県高齢協会との連絡調整(同行・企業への文書発出等)						
⑤ 文書による指導						
⑥ 指導のフォローアップ						
⑦ 集団指導						
⑧ 高齢者雇用確保措置推進指導実施状況報告						
(3) 60歳未満定年企業に対する指導						
① 定年制の状況把握						
② 個別指導の実施				△		
(4) 高齢者雇用推進者選任指導						
① 高齢者雇用推進者選任指導						
(5) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構による相談援助等						
① アドバイザーによる相談援助事業(高障機構)		(8)ア(イ)高齢者雇用確保措置に関する事業主に対する指導・援助の推進				
② アドバイザーによる企画立案事業(高障機構)						
③ 高齢者労務相談員等による相談事業(高障機構)						
④ 事業主等に対する講習・研修事業(高障機構)						
⑤ 管理者及び従業員研修事業(高障機構)						
⑥ 従業員に対するセミナー事業(高障機構)						
⑦ 産業別高齢者雇用推進事業(高障機構)						
⑧ 高齢者ワーキング推進事業(高障機構)						
⑨ 高齢者就業形態開発支援事業(高障機構)						
⑩ 再就職支援コンサルタントによる事業主に対する支援事業(高障機構)						
⑪ 事業主との共同研究(高障機構)						
⑫ 情報収集・提供等の事業(高障機構)						
⑬ 継続雇用定着促進助成金の支給(高障機構)	(8)ア(イ)高齢者雇用確保措置に関する事業主に対する指導・援助の推進					
⑭ 継続雇用定着促進助成金の不支給要件の確認						
高	⑮ 高齢者等共同就業定着支援(フォローアップ)事業(高障機構)(再掲E3(2)③)					

担当 課室	17'項目(注1)	地方労働行政運営方針	17'重点化ガイドライン		重点化対処方針	
			記号 (注2)	重点化する上での留意事項	記号 (注3)	備考
高	(6) 高齢者雇用促進月間[高障機構]					
	① 周知・啓発広報[高障機構]					
	② 全国高齢者雇用フェスタの開催[高障機構]					
	③ 都道府県高齢者雇用フェスタの開催[高障機構]					
	④ 都道府県高齢者雇用フェスタの開催の協力			△	高齢者雇用促進に関する啓発・広報等として効果的であり、協力すべきと判断するものについては各局・所の実情に応じて行う。	
	⑤ 高齢者雇用開発コンテスト[高障機構]					
	⑥ 高齢者雇用開発フォーラムの開催[高障機構]					
	(7) 高齢者雇用環境整備に関する融資制度(日本政策投資銀行)					
	(8) 65歳雇用導入プロジェクトに関する取組の支援	(8)ア(ウ)65歳雇用導入プロジェクトの推進				
	① 実施計画の策定			☆		
	② 実施状況のフォローアップ					
	③ 業務報告					
	2. 年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた基盤づくり事業[高障機構]	(8)ウ年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた取組				
	3. 中高年齢者の再就職の促進					
	(1) 再就職援助の促進等					
	① 高齢者の選考、求職活動支援書制度、在職者求職活動支援助成金等の周知	(8)イ(イ)求職活動支援書制度の普及、活用の促進及び再就職支援コンサルタントとの連携		☆		
	② 高齢者雇用推進委員会の設置・運営			△		
	③ 求職活動支援書交付の事業主指導(濃い網掛け→薄い網掛け)	(8)イ(イ)求職活動支援書制度の普及、活用の促進及び再就職支援コンサルタントとの連携		△	必要に応じて都道府県高齢協会の再就職支援コンサルタントと連携を図る。	
	④ 求職活動支援書の作成の仕方、再就職援助措置の申し込みに関する相談、援助					
	⑤ 求職活動支援書交付報告書の受理					
⑥ 求職活動支援基本計画書の受理						
⑦ 在職者求職活動支援助成金(経過措置)の支給[高障機構](再掲D3(2)①)						
⑧ 在職者求職活動支援助成金(経過措置)の不支給要件の確認(再掲D3(2)②)						
⑨ 業務報告						
(2) 移動高齢者等雇用安定助成金(経過措置)関係審査事務						
① 事業再構築計画及び移動高齢者等雇用安定計画の審査、(不)認定通知						
② 移動高齢者等雇用安定助成金(経過措置)の支給[高障機構](再掲D3(4)①)						
③ 移動高齢者等雇用安定助成金(経過措置)の不支給要件の確認(再掲D3(4)②)						
(3) 多数離職届						
① 多数離職届の提出指導			△			
② 多数離職届の受理						
③ 業務報告						
(4) 高齢者職業相談室(地域高齢者再就職支援事業を含む)	(3)イ(イ)高齢者職業相談室					
① 市区町村等との連携に係る業務計画の策定			△			
② 運営管理			△			
③ 業務報告						

担当 課室	17' 項目 (注1)	地方労働行政運営方針	17' 重点化ガイドライン		重点化対応方針	
			記号 (注2)	重点化する上での留意事項	記号 (注3)	備 考
新	(5) 中高年齢失業者等求職手帳 ① 申請の受理 ② 審査関係 ③ 発給・不発給手続 ④ 就職促進の措置の採択・進路指導の実施・就職指導の実施・職業紹介 ⑤ 業務報告		△			
	(6) 官公庁等における高年齢者雇用率制度 ① 報告関係事務 ② 達成実績		×			
	中高年齢者に対する就職支援	(8)イ(ア)中高年齢者試行雇用事業の推進		中高年齢者試行雇用事業については、目標設定(中高年トライアル雇用の開始者数を20,000人、常用雇用移行率75%程度の確保を目指す。)を踏まえて実施		
	(7) ① 中高年トライアル雇用の勧奨・指導 ② 中高年トライアル雇用の助奨金の支給		☆			
	(8) 各種給付金(職業転換給付金・待遇金等)の支給	(11)力就職困難者に対する雇用対策の推進				
	4. 高齢者の社会参加の促進 (1) シルバー人材センター事業等 ① 補助金交付申請[シルバー連合・局] ② 補助金交付決定[シルバー連合・局] ③ 補助事業実施状況報告[シルバー連合・局] ④ 補助金確定積算・実績報告[シルバー連合・局] ⑤ シルバー人材センター事業[シルバー連合・局] ⑥ 介護サービス促進事業[シルバー連合・局] ⑦ 高齢者生活援助サービス事業[シルバー連合・局] ⑧ 高年齢者活用子育て支援事業[シルバー連合・局] ⑨ 地域高齢者社会参加促進事業[シルバー連合・局] ⑩ ワークプラザ奨励事業[シルバー連合・局・全シ協]	(8)エ(ア)シルバー人材センター事業の推進				
	(2) シニアワークプログラム事業 ① 委託契約[シルバー連合・局] ② 委託費確定積算・実績報告[シルバー連合・局] ③ 技能講習事業[シルバー連合・局] ④ 職業紹介事業[シルバー連合・局] ⑤ 職場体験講習事業[シルバー連合・局] ⑥ 運営管理[シルバー連合・局・安定所]		☆			
	(3) 高年齢者等共同就業機会創出助成金 ① 高年齢者等共同就業機会創出助成金の支給[高障機構](再掲・E3(2)①) ② 高年齢者等共同就業機会創出助成金の不支給要件の確認(再掲・E3(2)②) ③ 高年齢者等共同就業定着支援(フォローアップ)事業[高障機構](再掲E3(2)③)	(8)エ(イ)高年齢者等の共同による創業に対する支援(再掲)				
	5. 高齢期雇用就業支援事業(高齢期雇用就業支援コーナー)[高障機構] (1) 事業計画の策定[高障機構] (2) 運営管理[高障機構] (3) 業務報告[高障機構]	(8)イ(イ)求職活動支援制度の普及、活用の促進及び再就職支援コンサルタントとの連携				
	J 障害者雇用対策 1. 障害者を雇用する事業主に対する指導・援助 (1) 障害者雇用状況報告・障害者である職員の任免状況通報制度の運用 ① 報告提出関係事務 (2) 障害者雇用率達成指導 ① 行政権限(計画作成命令・適正実施勧告・特別指導等)の実施 ② 幹部職員による指導 ③ 市町村部局に対する指導 ④ 障害者雇用促進セミナー等の実施	(9)イ法定雇用率達成指導の徹底	☆	除外率縮小の影響を踏まえつつ、雇用率達成に向け指導を強化する。		

担当 課室	17'項目(注1)	地方労働行政運営方針	17'重点化ガイドライン		重点化対処方針	
			記号 (注2)	重点化する上での留意事項	記号 (注3)	備考
障	(3) 障害者雇用納付金制度の運用 ① 納付金の徴収・雇用調整金の支給・報奨金の支給[高障機構] ② 納付金に基づく各種助成金の支給[高障機構]					
	(4) 障害者雇用継続助成金の支給[高障機構]					
	(5) 障害者職場定着推進チームの育成[高障機構]					
	(6) 障害者雇用推進者・障害者職業生活相談員の選任指導		△	6-1報告提出手続き時や職場定着指導と同時に 行う効率化を図る。		
	(7) 障害者解雇届の運用		☆			
	(8) 障害者雇用連絡会議		☆	各局の実情に応じて、他の会議と合同開催と することは可とする。		
	(9) 都道府県障害者雇用連絡協議会					
	(10) 障害者雇用促進運動 ① 周知・啓発広報[高障機構]		△	メディアの有効活用など職員・職員の動員を要さ ない効率的な形態で実施する		
	② 障害者雇用促進全国表彰式[本省、高障機構] ③ 都道府県障害者雇用促進大会の開催[地方障害者協会] ④ 障害者雇用優良事業所等表彰(大臣表彰、高障機構理事長表彰)の推薦[本省、高障機構、地方障害者協会]					
	⑤ 障害者雇用優良事業所等表彰(大臣表彰)の伝達表彰[高障機構・地方障害者協会] ⑥ 障害者雇用優良企業等表彰(高障機構理事長表彰)の伝達表彰[高障機構・地方障害者協会]			各局の判断で基本業務に支障のない範囲で支 援することは妨げない。		
⑦ 障害者雇用支援月間ポスター原画募集[高障機構] ⑧ 障害者雇用職場改善好事例募集[高障機構] (11) 障害者雇用関係税制に係る報告						
2. 障害者に対する職業リハビリテーション						
(1) 公共職業安定所による障害者に対する職業相談・職業紹介 ① 障害者求人への開拓(障害者求人開拓推進員の活用等) ② 職業相談・職業紹介	(9)ウ(ア) 障害者個人々々に応じた就職支援の推進	☆				
③ 障害者試行雇用事業の勧奨・指導	(9)ウ(イ) 障害者試行雇用事業(トライアル雇用 事業)の拡充	☆	障害者試行雇用事業(トライアル雇用事業)につ いては、目標設定(障害者の試行雇用の開始者数 6,000人、常用雇用移行率80%程度の確保を目 指す)を踏まえて実施。			
④ 障害者試行雇用事業に係る奨励金支給業務						
⑤ 集団面接会の開催		△	開催回数や規模等については地域の実情に応 じた柔軟なものとする。			
⑥ 出張相談		△				
(2) 障害者に対する職業訓練・職場適応訓練		☆				
(3) 各種給付金(職業転換給付金・待機金等)の支給	(11) 力就職困難者に対する雇用対策の推進	☆				
(5) 職場適応・定着指導(障害者雇用支援相談員の活用等)						
(9) 地域障害者就労支援事業	(9)エ(ア) 地域における福祉的就労から一般 就労への移行の促進	☆	該当所において実施			
(6) 公共職業安定所・都道府県労働局による職業リハビリテーションサービス						
① 療養機関等と連携した精神障害者のジョブガイダンス事業	(9)オ(ア) 医療機関等と連携した精神障害 者のジョブガイダンス事業の実施	☆				
(7) 障害者職業センターによる職業リハビリテーションサービス ① 職業評価・職業指導・職業講習[高障機構] ② 職業準備支援事業[高障機構]	(9)オ(ウ) 基本的な労働習慣の体得を支援す る職業準備支援事業の拡充					
③ 地域の専門家を活用した雇用管理サポート事業[高障機構] ④ 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援事業[高障機構]	(9)ウ(ウ) 職場適応援助者(ジョブコーチ)に よる支援事業の推進					
⑤ 精神障害者に対する総合的雇用支援事業[高障機構]	(9)オ(イ) 精神障害者に対する総合的雇用 支援の実施					

担当 課室	17' 項目 (注1)	地方労働行政運営方針	17' 重点化ガイドライン		重点化対応方針	
			記号 (注2)	重点化する上での留意事項	記号 (注3)	備考
	(8) 障害者就業・生活支援センターによる就業・生活支援(障害者就業生活支援センター・県・局)	(9)エ(イ)障害者就業・生活支援センター事業の拡充				
	(9) 第3セクター方式による重度障害者雇用企業の育成(県)					
	(10) 第3セクター方式による知的障害者能力開発センターの設置育成(県)					
	(11) その他各種団体への委託事業 ① 障害者職業自立等啓発事業(障害者団体) ② 精神障害者雇用環境整備事業(事業主団体)					
	K 外国人雇用対策					
	1. 外国人労働者の就労環境の一層の整備					
	(1) 外国人雇用状況報告制度の運用					
	① 制度の周知		☆			
	② 説明会の開催		△	地方局の実情に応じ、外国人以外の説明会の活用可		
	③ 報告提出関係事務					
	(2) 外国人求職者に対する職業紹介					
	① 外国人が応募可能な求人確保		△	外国人求職者の多い地域では充実に実施		
	② 「外国人雇用サービスセンター」に対する求人の連絡	(10)ア(ア)外国人求職者への職業紹介機能の推進				
	③ 日系人雇用サービスセンターに対する求人の連絡	(10)ア(イ)日系人の適正な就労の推進のための情報提供の推進				
	④ 外国人求職者に対する職業紹介	(10)ア(ア)外国人求職者への職業紹介機能の推進				
	⑤ 外国入国労働者「ビザセンター」の運営・維持		△	外国人が多い地域において実施		
	⑥ 外国入国労働者サービスセンターの運営・維持		△	東京・大阪労働局のみ実施		
	⑦ 卒業後の就職を希望する留学生に対する支援事業		△	留学生の多い地域において実施		
	⑧ 日系人雇用サービスセンターの運営・維持	(10)ア(イ)日系人の適正な就労の推進のための情報提供の推進				
	⑨ 日系人職業生活相談室の運営・維持		△	東京・愛知労働局のみ実施		
	⑩ 日伯間の公的労務経路関係業務					
	⑪ 日系入国労働者等に対する就労支援	(10)ア(イ)日系人の適正な就労の推進のための情報提供の推進				
	⑫ 外国人求職者対応に係る業務報告		△	日系人が多い地域において実施		
	(3) 事業主等に対する指導・援助等	(10)ウ事業主等に対する指導・援助等の推進				
	① 「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」に基づく事業主への指導・援助		☆			
	② 外国人雇用管理アドバイザー制度の運用(濃い網掛け→薄い網掛け)					
	③ 外国人雇用管理セミナーの開催					
	④ 事業主団体との懇談会		△	地方局の実情に応じ、外国人以外の説明会等の活用可		
	⑤ 「外国人労働者問題啓発月間」に係る周知・啓発		☆	同上		
	⑥ 「外国人労働者問題啓発月間」に係る講演会の開催		△	地方局の実情に応じ実施		
	⑦ 事業主対応に係る業務報告					
	(4) 適正就労の推進等	(10)エ適正就労の推進等				
	① 警察庁、法務省等関係行政機関との連携		☆			
	② 事業主等への啓発・指導					
	③ 関係行政機関への情報提供					
	④ 適正就労等対策に係る業務報告					

担当 課室	17'項目(注1)	地方労働行政運営方針	17'重点化ガイドライン		重点化対処方針	
			記号 (注2)	重点化する上での留意事項	記号 (注3)	備考
建	L 特別雇用対策	(4)イ(7)総合的な建設労働対策の推進				
	1. 建設労働対策					
	(1) 建設事業主等に対する啓発指導					
	① 雇用管理責任者の選任指導		☆			
	② 建設労働者の募集の届出					
	③ 建設労働者募集届及び建設労働者募集従事者証交付状況報告					
	④ 雇入れ通知書の交付の徹底指導		☆			
	⑤ 建設雇用改善推進員による建設事業主等に対する啓発、指導及び援助					
	⑥ 建設雇用改善推進員の委嘱報告					
	⑦ 建設労働者の募集に関する事業主に対しての指導及び関係機関に係る書類の備え付けに關する元方事業主に対しての指導		☆			
	(2) 建設労働者の能力の開発・向上、福祉の増進等					
	① 建設雇用改善指導員による雇用管理改善の相談援助〔機構〕					
	② 雇用管理研修〔機構〕					
	③ 建設雇用改善助成金の支給〔機構〕					
	④ 建設雇用改善助成金の不支給要件の確認〔局・機構〕					
	⑤ 建設雇用改善推進会議〔局・所・機構〕		☆			
	⑥ 建設雇用改善推進会議報告					
	⑦ 建設業雇用管理改善支援事業〔機構〕					
	⑧ 建設業人材育成総合支援事業〔機構〕					
	(3) 建設雇用改善推進月間及び大会の実施					
	① 建設雇用改善推進に係る広報周知〔局・所・機構〕		△	パンフレットの配付、ポスターの掲載以外の方法については、地方に任せる		
	② 建設雇用改善推進大会の開催〔機構・局・所〕					
	③ 優良事業所の表彰〔機構・局・所〕					
	(4) 建設労働者雇用安定支援事業〔全国建設業協会〕					
	(5) 建設労働者需給調整適正化支援事業(仮称) 〔全国建設業協会〕(法成立・施行後)					
	(6) 建設業労働者就業機会確保事業等に係る 申請等(法成立・施行後)					
	建		2. 港湾労働対策	(11)ク(イ)港湾労働対策の推進		
(1) 港湾労働者の能力の開発・向上、福祉の増進等						
① 雇用管理者の選任指導		△				
② 雇用管理者研修〔港湾労働安定センター〕						
③ 雇用管理の改善に関する指導・勧告		☆				
④ 港湾労働者就労状況報告等						
⑤ 港湾労働者証の交付						
⑥ 港湾雇用秩序連絡会議		△				
⑦ 関係行政機関による合同パトロールの実施		△				
(2) 港湾労働者派遣事業の許可・届出制度の運用						
(3) 港湾労働者派遣事業制度の適正な運用の確保						
① 制度等の周知						
② 指導監督		☆				
③ 派遣元責任者講習〔港湾労働安定センター〕						
④ 情報の収集、整理及び提供〔港湾労働安定センター〕						
⑤ 労働者派遣契約の締結についてのあっせん〔港湾労働安定センター〕						
(4) 港湾労働者雇用安定センターによる業務〔港湾労働安定センター〕						
(5) 港湾労働法遵守強化旬間の実施						
① 港湾労働法に係る広報周知						
② 港湾雇用秩序連絡会議の構成員等による共同パトロールの実施		☆				
③ 関係事業主に対する指導会議の実施						

担当 課室	17' 項目 (注1)	地方労働行政運営方針	17' 重点化ガイドライン		重点化対処方針	
			記号 (注2)	重点化する上での留意事項	記号 (注3)	備考
子	3. 沖縄雇用対策	(11)オ(ア)沖縄県における雇用対策の推進				
	① 沖縄雇用問題懇談会の開催					
	② 県内企業に対する雇用管理改善指導		△			
	③ 産業・職業セミナー					
	④ 沖縄失業者求職手帳発給に基づく職業相談・職業紹介		☆			
	⑤ 沖縄復興特別措置法対象者の職業紹介状況報告					
	⑦ 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給					
	⑧ 就職資金貸付[機構]					
発	4. 駐留軍関係離職者対策	(11)ウ駐留軍関係離職者対策の推進				
	① 駐留軍関係離職者就職指導票交付に基づく職業相談・紹介等					
	② 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給					
	5. 母子家庭の母等の雇用対策	(11)イ母子家庭の母等の雇用対策の推進				
① 職業相談・職業紹介(職業相談員・専任担当)		☆				
② 各種給付金(職業転換給付金・特開金・試行雇用奨励金等)の支給						
子	6. 季節労働者対策	(11)クウ)季節労働者対策の推進				
	① 公共事業の早通発注・冬期施工に係る要請		△			
	② 通年雇用安定給付金の活用					
	③ 通年雇用安定給付金の実績報告(制度対象の局)					
発	7. アイス地区住民の雇用対策	(11)オウ)アイヌ地区住民の雇用対策の推進		北海道局のみ		
	(1) 職業相談・職業紹介等					
	① 指定中学に係る特別職業指導		△			
	② 職業相談・職業紹介(職業相談員(アイヌ担当))		☆			
	③ 職業相談員(アイヌ担当)の経験交流会					
	④ 職業安定のための事業主説明会		△			
	(2) 常用就職の促進					
	① 就職資金貸付[機構]					
	② 特定求職者雇用開発助成金の支給					
	(3) 職業訓練の受講促進					
① 職業訓練受講奨励金等補助事業(職業訓練受講奨励金・職業訓練受講支度金)[能開局]						
発	8. 中国残留邦人等永住帰国者の雇用対策	(11)オ(エ)中国残留邦人等永住帰国者の雇用対策の推進				
	(1) 中国帰国者定着促進センター等による職業相談[中国帰国者定着促進センター等]					
	(2) 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給					
	(3) 身元保証					
発	① 安定所長による記載証明					
	② 身元保証証明書の交付[(財)中国残留孤児援護基金]					
	③ 事業所との身元保証契約[(財)中国残留孤児援護基金]					
発	9. 北朝鮮帰国被害者等の雇用対策	(11)オ(キ)北朝鮮帰国被害者等に対する雇用対策の推進				
	① 職業相談・職業紹介					
	② 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給					

担当 課室	17'項目(注1)	地方労働行政運営方針	17'重点化ガイドライン		重点化対応方針	
			記号 (注2)	重点化する上での留意事項	記号 (注3)	備考
発	10 インドシナ難民等の雇用対策 ① 求人情報・国際救援センターへの求人取り次ぎ・求人内容調査 ② 国際救援センターによる無料職業紹介(国際救援センター) ③ 職場適応指導(国際救援センター) ④ 各種保護措置(雇用開発助成援助費等)の活用(国際救援センター)	(11)オ(オ)インドシナ難民等の雇用対策の推進	△			
	11 在日韓国・朝鮮人の就職の機会均等の確保対策 ① 事業主啓発説明会等による周知・啓発 ② 不適正事象への個別指導	(11)オ(カ)在日韓国・朝鮮人の就職の機会均等の確保対策の推進	☆			
	12 公正な採用選考の推進 (1) 事業主に対する啓発・指導 ① 全国高等学校統一の採用紙等の適正な応募書類の周知徹底 ② 公正採用選考人権啓発推進制度の運用 ③ 企業トップクラスに対する研修会の開催 ④ 小規模事業所に対する啓発・指導(採用選考自主点検システムの配布) ⑤ 公正な採用選考についての各種啓発資料の作成・配布 ⑥ 就職差別事象等を惹起した企業に対する調査及び個別指導	(11)オ(ケ)公正な採用選考の推進 (11)キ職場における肝炎ウイルス感染に対する適切な対応の促進	☆			
	13 農山村雇用対策 (1) 農林業等就職促進支援事業 ① 農林業等就職相談コーナー等における農林漁業求職者に対する職業相談等 ② 農林業等就職相談コーナー運営状況報告 (2) 農山村雇用開発推進事業 ① 農山村雇用開発計画の作成支援 ② 地域雇用開発促進助成金の支給(再掲・E5(2)①) ③ 地域雇用開発促進助成金受給資格・支給決定等状況報告(再掲・E5(2)②) (3) 農業者転職対策 ① 農業者転職対策会議の開催 ② 雇員転職希望者に対する職業相談・職業紹介等(農業者転職相談員) ③ 農村人材銀行の設置 ④ 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給	(4)イ(ウ)「農林業をやってみよう」プログラムの推進	☆	該当所においては重点的に実施		
	14 林業労働者対策 (1) 林業労働力確保支援センター等による林業雇用改善促進事業(林業労働力確保支援センター・局等) (2) 林業振動障害軽快者の再就職促進 ① 集守協議会 ② 職業相談(林業振動障害者職業復帰推進員) (3) 林業就業支援事業 ① ① 林業求職者に対する参加勧奨 ② ② 落丁者に対する職業相談・職業紹介 ③ ③ 林業作業体験等(全国森林組合連合会)	(11)カ就職困難者に対する雇用対策の推進 (4)イ(イ)林業労働力の確保対策の強化	△	地域からの申出があった際には、積極的に支援する。		
	15 出稼労働者対策 (1) 地元における就労機会の確保 ① 各種助成措置(地域雇用開発促進助成金等)の活用促進再掲・E5(2)①) (2) 送出处における出稼労働者の安定就労の促進・福祉増進 ① 出稼労働者手帳の交付(所・県) ② 出稼労働者台帳の作成	(11)ク(エ)出稼労働者対策の推進	△	林業の求職者のニーズが高い地域においては、積極的に実施。 林業の求職者のニーズが高い地域においては、積極的に実施。		

担当 課室	17' 項目 (注1)	地方労働行政運営方針	17' 重点化ガイドライン		重点化対応方針	
			記号 (注2)	重点化する上での留意事項	記号 (注3)	備 考
発	(3) 出稼支援事業の推進					
	① 巡回職業相談〔県〕					
	② 出稼労働者に対する相談・指導(地域相談指導員)〔県〕					
	③ 労働者募集に関する事業主指導等〔県〕					
	④ 健康診断〔県〕					
	⑤ 安全講習会〔県〕					
	⑥ 技能講習会〔県〕					
	⑦ 安全就労促進集会〔県〕					
	⑧ グループリーダー育成集会〔県〕					
⑨ ふるさとだより・地方新聞の配布〔県〕						
発	(4) 受入地における出稼労働者の安定就労の促進・福祉増進					
	① 出稼労働者関係事業所台帳の作成(求人事業所)					
	② 出稼労働者関係事業所台帳の作成(求人事業所以外)	△				
発	16 漁業離職者対策	(11)エ 漁業離職者対策の推進				
	(1) 漁臨法に基づく漁業離職者対策					
発	① 漁業離職者求職手帳の発給					
	② 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給					
発	(2) 漁特法に基づく漁業離職者対策					
	① 漁業離職者求職手帳の発給					
発	② 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給					
	本州四国連絡橋建設に伴う雇用対策(現在、対象者はなく、17年度においても対象者が発生する見込みもないため、実質的に業務はないと見られる)					
発	17					
	(1) 一般旅客定期航路事業等離職者対策					
発	① 一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の発給					
	② 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給	(11)カ 就職困難者に対する雇用対策の推進				
発	(2) 港湾運送事業離職者対策					
	① 港湾運送事業離職者求職手帳の発給					
発	② 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給	(11)カ 就職困難者に対する雇用対策の推進				
	18 失業対策諸事業					
企	① 特定地域開発就労事業					
	19 日雇労働者対策	(11)オ(イ) 日雇労働者対策の推進				
	① 日雇職業紹介					
	② 日雇労働者職業紹介状況報告について					
	③ 日雇労働者求人開拓実施状況について					
	④ 公共事業に係る失業者吸収率の適用状況報告					
⑤ 日雇労働者が集中する特別地区の日雇労働者を対象とした技能講習の実施						
企	⑥ 常用化を希望する日雇労働者を対象とした試行雇用の奨励・指導	△				
	⑦ 常用化を希望する日雇労働者を対象とした試行雇用奨励金の支給					
	20 ホームレスの雇用対策					
	① 職業相談・職業紹介(職業相談員)	(11)ア(7) 自立支援事業職業相談員の配置	☆	該当所について		
② ホームレス自立支援事業に係る職業紹介状況報告について						
③ 求人開拓、啓発活動(就業開拓推進員)	(11)ア(イ) ホームレス就業開拓推進員の配置	☆	該当所について			
④ ホームレス就業開拓推進員に係る求人開拓等実施状況報告						
⑤ 自立支援センターに入所しているホームレスを対象とした技能講習の実施	(11)ア(ウ) 技能講習事業の促進					
⑥ ホームレスを対象とした試行雇用	(11)ア(エ) 試行雇用事業の促進	△				
⑦ ホームレスを対象とした試行雇用奨励金の支給						
⑧ ホームレスを対象とした就業支援事業の実施	(11)ア(イ) ホームレス就業開拓推進員の配置					

担当 課室	17' 項目 (注1)	地方労働行政運営方針	17' 重点化ガイドライン		重点化対処方針	
			記号 (注2)	重点化する上での留意事項	記号 (注3)	備 考
指	21 その他の職業紹介サービス					
	(1) パートタイマー雇用対策					
	① パート/メンク/パートサテライトの運営(再掲-A3(2)④)		△	通達に従って運営する		
	② 短時間労働者雇用管理改善指針の周知		☆			
	③ パートタイマー職業教室の開催					
	(2) 求職者に対する職業相談・職業紹介					
	④ 求職者に対する職業相談・職業紹介		△	必要があれば行う 同上		
	⑤ 求職者に対する職業相談・職業紹介			同上		
(3) 求職者に対する職業相談・職業紹介			同上			
(4) 求職者に対する職業相談・職業紹介			同上			
(5) 求職者に対する職業相談・職業紹介			同上			
(6) 求職者に対する職業相談・職業紹介			同上			
ホ	M その他の給付金の支給					
	1. 政府退職者失業給付 2. 船員保険失業給付					
政	N 調査統計					
	1. 職業安定業務統計 (1) 定例業務報告(総合的雇用情報システムの自動集計によらないもの)					
	2. 特別調査 (1) 雇用状況実態調査					
総	O 周知・広報					
	① 各労働局・安定所の広報紙の作成配布		△			
指 子 指	P 関係機関との連携					
	① 雇用対策推進協議会の開催					
	② 雇用対策連絡懇話会議の開催 ③ 国・地方公共団体・民間職業紹介機関による経験交流	(3) 国・地方公共団体・民間職業紹介機関による官民交流会の実施	☆			
総	R 勤労者福祉施設に係る事務					
	① 住宅入居者に係る安定所長証明					

平成 17 年度 雇用均等行政関係業務の重点化ガイドライン

平成17年度業務の重点化ガイドライン

- 各局が主体となり本省より指示した手法によって必ず実施するもので、全国一律に雇用均等行政の重点業務として取り扱うもの。
 - ◇ 各局が必ず実施するものであるが、他の場を活用する等効率的な実施の手法は各局で工夫するもの。
 - △ 管内の女性労働者等を取り巻く環境に応じて当該業務の実施の要否も含めた検討を各局で行い、業務の重点化を図るもの。
- 受 受動業務

項目	重点	内容
1 均等取扱いのための適切な行政指導の実施	○	均等法第25条に基づく計画的事業場訪問による報告徴収
	受	相談を端緒とする均等法第25条に基づく報告徴収
	○	報告徴収の結果に基づく行政指導
2 均等取扱いに関する個別紛争解決の援助	受	均等法第13条に基づく労働局長による助言、指導、勧告
	受	均等法第14条に基づく機会均等調停会議による調停
	◇	個別紛争解決援助についての女性労働者等への周知
3 女子学生等の就職に関する均等な機会の確保	◇	企業の採用担当者等を対象とする選考ルール徹底
	◇	企業における女子学生の採用実績を把握し、男女差の大きい企業に対する均等法25条に基づく報告徴収、助言、指導の実施
	△	女子学生、女子生徒等に対する意識啓発
4 男女間賃金格差解消に係る周知啓発	◇	男女間の賃金格差解消のための賃金管理及び雇用管理改善方策に係るガイドラインの周知啓発
5 女性の能力発揮促進のためのポジティブ・アクションの推進	◇	企業に対する啓発指導
	◇	地方女性の活躍推進協議会の開催
	△	機会均等推進責任者の選任勧奨
	◇	機会均等推進責任者セミナーの実施
	◇	「均等推進企業表彰」の公募に係る広報
	受	「均等推進企業表彰」の実施
6 職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の推進	○	報告徴収の結果に基づく行政指導
	受	相談を端緒とする均等法第21条についての指導
	△	業種別使用者団体や中小企業団体等と連携した防止のための集団指導
	△	企業に対し自主点検等を活用したセクシュアルハラスメントの実態及び問題点の把握、防止対策の実施の促進
7 母性健康管理対策の推進	○	報告徴収の結果に基づく行政指導
	◇	母性健康管理に関する措置の周知及び母性健康管理指導事項連絡カードの活用促進
8 男女雇用機会均等法の周知徹底	◇	男女雇用機会均等月間の実施
	△	事業主、労働者等に対する周知啓発
9 育児・介護休業法に基づく行政指導等の実施	◇	改正育児・介護休業法の周知
	受	相談を端緒とする育児・介護休業法第56条に基づく報告徴収
	○	計画的事業場訪問による育児・介護休業法第56条に基づく報告徴収
	○	報告徴収の結果に基づく行政指導
	○	事業主を対象とした集団指導

	△	職業家庭両立推進者の選任勸奨（集団指導時及び報告徴収時を除く）
1 0 次世代育成支援 対策	受	一般事業主行動計画の策定等届の受付
	○	常時雇用する労働者が301人以上の事業主で、一般事業主行動計画の策定等届が未届のものについての指導
	◇	常時雇用する労働者が300人以下の事業主に対する、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等についての周知等
1 1 職業生活と家庭生活との両立の推進に関する周知啓発	◇	「仕事と家庭を考える月間」の実施
	△	事業主、労働者等に対する周知啓発
1 2 ファミリー・フレンドリー企業の普及促進	◇	両立指標の活用等によるファミリー・フレンドリー企業の普及促進
	◇	「ファミリー・フレンドリー企業表彰」の実施
1 3 パートタイム労働 対策の推進	○	計画的事業場訪問の際の、パートタイム労働法第10条に基づく短時間雇用管理者等についての報告徴収
	○	労働局幹部が行う個別訪問によるパートタイム労働法第10条に基づく報告徴収
	受	相談を端緒とするパートタイム労働法第10条に基づく報告徴収
	○	報告徴収の結果に基づく行政指導
	◇	パートタイム労働法及び指針について、集団説明会の開催などによる周知啓発
	△	短時間雇用管理者の選任勸奨（報告徴収時を除く）
	◇	短時間雇用管理者講習会の実施
	△	パートタイム労働者への情報提供
1 4 在宅ワーク対策の 推進	受	短時間労働者雇用管理改善等助成金の指定業務の実施
	△	ガイドライン等の周知啓発